

維持管理業務委託共通仕様書

神奈川県内広域水道企業団

目次

第1章 総則

第1節 一般事項

1.1.1	適用範囲	1-1-1
1.1.2	用語の定義	1-1-1
1.1.3	業務担当者の業務等	1-1-2
1.1.4	法令の遵守	1-1-2
1.1.5	受注者の負担の範囲	1-1-2
1.1.6	疑義に対する協議	1-1-3
1.1.7	書類の提出	1-1-3
1.1.8	指示事項及び承諾事項	1-1-3
1.1.9	施設等の取扱い	1-1-3
1.1.10	守秘義務	1-1-3

第2節 業務管理

1.2.1	業務責任者	1-1-4
1.2.2	業務計画書	1-1-4
1.2.3	作業時間	1-1-4
1.2.4	作業従事者	1-1-4
1.2.5	打合せ	1-1-4
1.2.6	業務報告及び点検報告書	1-1-4
1.2.7	関連工事及び作業との調整	1-1-5
1.2.8	安全管理	1-1-5
1.2.8.1	交通及び保安上の措置	1-1-5
1.2.8.2	保護具	1-1-5
1.2.8.3	整理整頓	1-1-5
1.2.8.4	事故防止	1-1-6
1.2.9	衛生管理	1-1-6
1.2.10	公害防止	1-1-6
1.2.11	緊急措置	1-1-6
1.2.12	火気使用	1-1-7
1.2.13	支給品及び貸与品	1-1-7
1.2.14	機械器具等	1-1-7
1.2.15	後片付け	1-1-7

第3節 検査

1.3.1	検査	1-1-7
-------	----	-------

第4節 報告書等

1.4.1	報告書等	1-1-7
-------	------	-------

第2章 電気機械設備保守委託

第1節 共通事項

2.1.1	一般事項	2-1-1
2.1.2	作業内容	2-1-1
2.1.3	補修及び修繕	2-1-1
2.1.4	障害保守	2-1-1
2.1.5	設備の停止及び切り替え	2-1-1
2.1.6	施設の停止を伴う業務	2-1-1

第2節	電算機保守委託	
2.2.1	適用範囲	2 - 2 - 1
2.2.2	作業内容	2 - 2 - 1
2.2.3	保守部品等	2 - 2 - 1
2.2.4	障害発生時の対応	2 - 2 - 1
第3節	直流電源装置・無停電電源装置保守委託	
2.3.1	適用範囲	2 - 3 - 1
2.3.2	作業内容	2 - 3 - 1
2.3.3	保守部品等	2 - 3 - 1
第4節	水質計器保守委託	
2.4.1	適用範囲	2 - 4 - 1
2.4.2	作業内容	2 - 4 - 1
2.4.3	保守部品等	2 - 4 - 1
第5節	エレベータ保守委託	
2.5.1	適用範囲	2 - 5 - 1
2.5.2	作業内容	2 - 5 - 1
2.5.3	法定点検	2 - 5 - 1
2.5.4	保守部品等	2 - 5 - 1
2.5.5	運転休止	2 - 5 - 1
2.5.6	障害保守	2 - 5 - 1
第6節	空調機保守委託	
2.6.1	適用範囲	2 - 6 - 1
2.6.2	作業内容	2 - 6 - 1
2.6.3	法定点検	2 - 6 - 1
2.6.4	保守部品等	2 - 6 - 1
第7節	無線通信設備保守委託	
2.7.1	適用範囲	2 - 7 - 1
2.7.2	作業内容	2 - 7 - 1
2.7.3	保守部品等	2 - 7 - 1
第8節	I T V保守委託	
2.8.1	適用範囲	2 - 8 - 1
2.8.2	作業内容	2 - 8 - 1
2.8.3	保守部品等	2 - 8 - 1
第9節	電食防止装置等保守委託	
2.9.1	適用範囲	2 - 9 - 1
2.9.2	作業内容	2 - 9 - 1
2.9.3	報告書の提出	2 - 9 - 1
第10節	クレーン保守委託	
2.10.1	適用範囲	2 - 10 - 1
2.10.2	業務委託の範囲	2 - 10 - 1
2.10.3	作業内容	2 - 10 - 1
2.10.4	手数料	2 - 10 - 1
第11節	浄化槽保守委託	
2.11.1	適用範囲	2 - 11 - 1
2.11.2	作業内容	2 - 11 - 1
2.11.3	保証期間	2 - 11 - 1
第12節	消防用設備保守委託	

2.12.1	適用範囲	-----	2 - 12 - 1
2.12.2	作業内容	-----	2 - 12 - 1
2.12.3	受注者負担事項	-----	2 - 12 - 1
2.12.4	受注者負担外事項	-----	2 - 12 - 1
2.12.5	提出書類	-----	2 - 12 - 1
第13節 除塵設備保守委託			
2.13.1	適用範囲	-----	2 - 13 - 1
2.13.2	作業内容	-----	2 - 13 - 1
2.13.3	保守部品等	-----	2 - 13 - 1
第14節 電話設備保守委託			
2.14.1	適用範囲	-----	2 - 14 - 1
2.14.2	作業内容	-----	2 - 14 - 1
2.14.3	保守部品等	-----	2 - 14 - 1
第15節 次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守委託			
2.15.1	適用範囲	-----	2 - 15 - 1
2.15.2	作業内容	-----	2 - 15 - 1
2.15.3	保守部品等	-----	2 - 15 - 1
第16節 酸注入設備保守委託			
2.16.1	適用範囲	-----	2 - 16 - 1
2.16.2	作業内容	-----	2 - 16 - 1
2.16.3	保守部品等	-----	2 - 16 - 1
第17節 追加次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守委託			
2.17.1	適用範囲	-----	2 - 17 - 1
2.17.2	作業内容	-----	2 - 17 - 1
2.17.3	保守部品等	-----	2 - 17 - 1
第18節 ろ過池ろ層調査委託			
2.18.1	適用範囲	-----	2 - 18 - 1
2.18.2	作業内容	-----	2 - 18 - 1
2.18.3	作業計画の提出	-----	2 - 18 - 1
2.18.4	業務報告	-----	2 - 18 - 1
2.18.5	事故防止	-----	2 - 18 - 1
2.18.6	衛生管理	-----	2 - 18 - 1
2.18.7	ろ層調査	-----	2 - 18 - 1
2.18.8	ろ材調査	-----	2 - 18 - 2
2.18.9	L (ろ層厚) / D (調和平均径) の確認	-----	2 - 18 - 3
2.18.10	業務報告書の作成	-----	2 - 18 - 3
第19節 給水地点制御機器保守委託			
2.19.1	適用範囲	-----	2 - 19 - 1
2.19.2	作業内容	-----	2 - 19 - 1
2.19.3	保守部品等	-----	2 - 19 - 1
第3章 排水処理設備管理委託			
第1節 排水処理運転管理委託			
3.1.1	適用範囲	-----	3 - 1 - 1
3.1.2	業務委託の範囲	-----	3 - 1 - 1
3.1.3	設備等の使用	-----	3 - 1 - 1

3.1.4	運転管理	3-1-2
3.1.5	点検整備作業等	3-1-2
3.1.6	強化運転	3-1-2
3.1.7	設備保守	3-1-2
3.1.8	作業従事者	3-1-3
3.1.9	支給品及び貸与品	3-1-3
3.1.10	消耗品	3-1-3
3.1.11	補修及び修繕	3-1-3
3.1.12	報告書等の提出	3-1-4
3.1.13	安全衛生事故防止	3-1-4
第2節 排砂処理運転管理委託		
3.2.1	適用範囲	3-2-1
3.2.2	業務委託の範囲	3-2-1
3.2.3	設備等の使用	3-2-1
3.2.4	運転管理	3-2-1
3.2.5	点検整備作業等	3-2-1
3.2.6	作業従事者	3-2-2
3.2.7	補修及び修繕	3-2-2
3.2.8	報告書等の提出	3-2-2
3.2.9	安全衛生事故防止	3-2-2
第3節 排出土運搬処分委託		
3.3.1	適用範囲	3-3-1
3.3.2	業務委託の範囲	3-3-1
3.3.3	運搬計画書の提出	3-3-1
3.3.4	運搬業務及び作業	3-3-1
3.3.5	処分場の変更	3-3-1
3.3.6	運搬処分量の検収	3-3-1
3.3.7	業務委託の休止	3-3-1
3.3.8	報告書の提出	3-3-1
3.3.9	その他	3-3-1
第4節 塵芥運搬委託		
3.4.1	適用範囲	3-4-1
3.4.2	業務委託の範囲	3-4-1
3.4.3	運搬業務及び作業	3-4-1
3.4.4	運搬量の検収	3-4-1
第4章 清掃管理委託		
4.1.1	適用範囲	4-1-1
4.1.2	業務委託の範囲	4-1-1
4.1.3	作業時間	4-1-1
4.1.4	日常清掃	4-1-1
4.1.5	定期清掃	4-1-1
4.1.6	構内清掃	4-1-1
4.1.7	窓ガラス清掃	4-1-1
4.1.8	作業従事者	4-1-1
4.1.9	支給品	4-1-2

4 . 1 . 10	作業従事者控室の貸与	-----	4 - 1 - 2
第5章 調整池及び沈でん池等清掃委託			
5 . 1 . 1	適用範囲	-----	5 - 1 - 1
5 . 1 . 2	作業内容	-----	5 - 1 - 1
5 . 1 . 3	業務報告	-----	5 - 1 - 1
5 . 1 . 4	事故防止	-----	5 - 1 - 1
第6章 造園整備委託			
6 . 1 . 1	適用範囲	-----	6 - 1 - 1
6 . 1 . 2	委託範囲	-----	6 - 1 - 1
6 . 1 . 3	実施方法	-----	6 - 1 - 1
6 . 1 . 4	業務報告	-----	6 - 1 - 1
第7章 正門管理委託			
7 . 1 . 1	適用範囲	-----	7 - 1 - 1
7 . 1 . 2	作業内容	-----	7 - 1 - 1
7 . 1 . 3	実施時間	-----	7 - 1 - 1
7 . 1 . 4	業務責任者	-----	7 - 1 - 1
7 . 1 . 5	業務の方法	-----	7 - 1 - 1
7 . 1 . 6	業務内容	-----	7 - 1 - 1
7 . 1 . 7	代替要員	-----	7 - 1 - 1
7 . 1 . 8	異状時の対応	-----	7 - 1 - 1
第8章 堰ゲート設備保守委託			
8 . 1 . 1	適用範囲	-----	8 - 1 - 1
8 . 1 . 2	作業内容	-----	8 - 1 - 1
8 . 1 . 3	受注者負担事項	-----	8 - 1 - 1
8 . 1 . 4	受注者負担外事項	-----	8 - 1 - 1
参考資料			
参考資料 - 1	業務責任者届	-----	参考資料 - 1
参考資料 - 2	承諾申請書	-----	参考資料 - 2

第1章 総則

第1章 総則

第1節 一般事項

1.1.1 適用範囲

- (1) この維持管理業務委託共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、神奈川県内広域水道企業団(以下「企業団」という。)が発注する電気機械設備保守、排水処理設備管理、清掃管理、調整池及び沈でん池等清掃、造園整備、正門管理、堰ゲート設備保守に適用するものとする。
- (2) この共通仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、受注者の責任において実施するものとする。
- (3) すべての契約図書は以下によるものとし、相互に補完するものとする。ただし、契約図書に相違が有る場合の優先順位は、次のアからウの順番とし、これにより難しい場合は企業団と協議する。
- ア 契約書
 - イ 設計図書(設計書、図面、特記仕様書、質問回答書)
 - ウ 共通仕様書

1.1.2 用語の定義

この共通仕様書において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「業務担当者」とは、当該委託の事務及び業務管理に携わる者で、企業団が指定した職員をいう。
- (2) 「業務責任者」とは、当該契約の履行に関して業務を統括する者で、受注者が企業団へ届出した者をいう。
- (3) 「作業従事者」とは、業務責任者の監理のもと、直接作業に従事する者をいう。
- (4) 「指示」とは、業務担当者が受注者に対し、業務の実施上必要な事項を、書面によって示すことをいう。なお、緊急時において、業務担当者が口頭、電話、ファクシミリその他の手段により指示をする場合には、後日、業務担当者と受注者が指示の内容について書面により確認を行うものとする。
- (5) 「協議」とは、業務担当者と受注者が対等の立場で協議事項の結論を得るために合議することをいい、その結果を書面に残すことをいう。
- (6) 「確認」とは、業務の段階で、業務状況、保守点検その他の対応措置の結果等について、業務担当者の立会い又は受注者の報告に基づき、企業団が認めることをいう。
- (7) 「立会い」とは、業務に必要な指示、承諾、協議、確認等を行うため、業務担当者がその場に臨むことをいう。
- (8) 「書面」とは、手書き、印刷物等による業務打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記載し、署名又は記名押印されたものをいう。
- (9) 「帳票」とは、業務計画書、業務打合せ簿等、及び業務打合せ簿等に添付して提出される資料をいう。
- (10) 「通知」とは、企業団が受注者に対し、又は受注者が企業団に対し、書面をもって知らせることをいう。
- (11) 「報告」とは、受注者が企業団に対し、業務の結果又は業務上必要な事項を書面によって示し説明することをいう。
- (12) 「提出」とは、受注者が企業団に対し、書面又は資料を説明し、差し出すことをいう。
- (13) 「承諾」とは、受注者が企業団に申請し、企業団が認めることをいう。

- (14) 「検査」とは、検査員が契約書に規定するすべての業務完了の確認、又は毎月の支払の請求に関わる業務終了の確認をすることをいう。
- (15) 「検査員」とは、検査を行うために企業団が定めた者をいう。

1.1.3 業務担当者の業務等

業務担当者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 受注者に対する指示、協議、確認、通知、承諾又は協議の処理
- (2) 業務の実施に必要な立会い、実施状況の確認、検査の実施又は関連工事及び業務との調整
- (3) 契約図書の変更又は委託の一時中止の必要があると認める場合の受注者との調整

1.1.4 法令の遵守

受注者は、業務の実施に当たっては、契約書及び契約規程（昭和44年神奈川県内広域水道企業団企業管理規程第8号）に定める事項の他、次の関係法令（以下「関係法令」という。）を遵守しなければならない。

- ・水道法
- ・計量法
- ・建設業法
- ・道路法及び道路交通法
- ・河川法
- ・電気事業法及び電気供給約款
- ・電気通信事業法
- ・電波法
- ・労働基準法
- ・職業安定法
- ・労働者災害補償保険法
- ・労働安全衛生法
- ・大気汚染防止法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・水質汚濁防止法
- ・高圧ガス保安法
- ・酸素欠乏症等防止規則
- ・建築基準法
- ・消防法
- ・浄化槽法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
- ・クレーン等安全規則
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・その他、業務委託に係る法令

1.1.5 受注者の負担の範囲

- (1) 契約図書において適用することが定められている書類のうち、業務の実施に必要なものは受注者の負担において整備する。

(2) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続き及び特記仕様書で指定する官公署等の検査に必要な手続きについては、受注者が行う。

また、受注者は、前項に規定する届出等を行うに当たって、その内容を記載した書面により事前に業務担当者と協議する。

なお、届出の結果については、速やかに業務担当者に報告し、その写しを提出する。

(3) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査又は契約書に定める検査を受ける場合に当たっては、その検査に必要な資機材、労務等を提供し、これに直接要する費用は受注者の負担とする。また、受注者は、官公署の検査に立会うものとする。

なお、検査を行う官公署へ納入する検査手数料等は、企業団が負担する。

(4) 業務担当者の確認等又は立会いを受けるに当たっては、その確認又は立会いに必要な資器材及び労務等を提供し、これに直接要する費用は受注者の負担とする。

(5) 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、特記仕様書により示された場合に限り受注者の負担とする。

(6) 業務の実施に必要な材料、工具、計測機器、業務用機械器具等の資機材は、受注者の負担とする。ただし、特記仕様書により、企業団が支給又は貸与するものについては、この限りではない。

また、企業団が貸与したものについては、受注者は善良な管理者の注意を持って、当該資機材を使用する。

(7) 業務の実施に必要な消耗品及び油脂類等は、受注者の負担とする。ただし、企業団が支給するものについては、この限りではない。

1.1.6 疑義に対する協議

契約図書に定められた内容に疑義が生じた場合は、企業団と協議する。

1.1.7 書類の提出

(1) 受注者は、速やかに、企業団が必要とする書類を提出しなければならない。

(2) 様式の定めのない書類を提出する場合は、業務担当者の指示による。

(3) 提出した書類に変更が生じた場合は、直ちに変更した書類を提出しなければならない。

1.1.8 指示事項及び承諾事項

(1) 共通仕様書の規定により行う指示は、文書又は口頭にて行う。

(2) 受注者は、業務計画書等必要な事項について承諾を得ようとするときは、承諾申請書により申請するものとする。

1.1.9 施設等の取扱い

(1) 受注者は、業務の実施に当たり使用する建物、設備、その他の施設を善良な管理者の注意をもって管理し、当該業務委託の目的以外に使用してはならない。

(2) 受注者は、業務の実施に当たって、当施設に汚損、損傷を与えないように適切な方法で、防護、養生を行うものとする。

1.1.10 守秘義務

受注者は、業務の実施に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

また、契約の目的物(未完成の契約の目的物及び業務を行う上で得られた記録等を含む)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、

あらかじめ企業団の承諾を得た場合は、この限りではない。

第2節 業務管理

1.2.1 業務責任者

- (1) 受注者は、業務責任者を定め業務責任者届により業務担当者に提出する。
- (2) 業務責任者は、業務担当者との連絡を密にし、適正な業務の実施に努める。

1.2.2 業務計画書

- (1) 受注者は、業務の実施に先立ち、速やかに、次項について業務担当者と協議のうえ、業務計画書を作成し、業務担当者に提出する。
また、業務計画書を変更する場合も同様とする。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載する。
 - ア 業務概要
 - イ 計画工程表
 - ウ 実施体制
 - エ 主要業務従事者一覧（資格等含む）
 - オ 緊急時の体制及び対応
 - カ その他業務担当者が指定した事項

1.2.3 作業時間

- (1) 作業時間は、神奈川県内広域水道企業団の休日を定める条例（平成2年神奈川県内広域水道企業団条例第3号）に定める休日を除く日における午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、これによりがたい場合は、特記仕様書による。
- (2) 受注者は、前項の規程にかかわらず、企業団が受注者に作業を要請した場合、又は受注者が作業実施を申請し、企業団がこれを承諾した場合は作業を行うことができる。

1.2.4 作業従事者

- (1) 受注者は、善良な作業従事者を選び、秩序正しい作業を行い、熟練を要する作業にあつては、相当な経験を有する者をあてる。
また、資格を要する点検には、当該の資格を有する作業従事者を配置し、企業団が資格証、免許証等の写しの提出を求めた場合は速やかに提出する。
- (2) 受注者は、業務の実施に必要な作業従事者数に欠員が生じた場合には、速やかに補充する。

1.2.5 打合せ

- (1) 受注者は、業務着手前に業務方法、その他業務に係わる具体的な事項について、業務担当者と打合せを行い、業務を安全かつ円滑に実施するように努める。
- (2) 受注者は、前項の打合せについて業務打合せ簿を作成し、指定する期日までに業務担当者に提出する。

1.2.6 業務日報及び業務報告書

- (1) 受注者は、各日の業務終了後、業務担当者に当日の作業内容等を報告するとともに、これらを記載した業務日報を提出する。
- (2) 受注者は、業務実施中に機器の異常箇所を発見した時は、速やかに業務担当者へ報告

するとともに、業務日報及び業務担当者の指定する書面にその内容を明記する。

- (3) 受注者は、点検によって発見された異常箇所等について、一覧表を作成して業務報告書に添付する。

また、一覧表には機器名称、異常の状況、保守点検における措置及び今後の改善処置に関する受注者の見解を記入する。

- (4) 受注者は、当該業務完了後、速やかに業務報告書を提出する。

1.2.7 関連工事及び作業との調整

受注者は、当該施設に関する別契約の受注者、工事請負業者等と相互に協力し、当該施設の保全に関して円滑な進行を図るものとする。特に、災害、事故等の緊急時には、別契約の受注者及び工事請負業者等と連携し、適切な措置を速やかに行うものとする。

1.2.8 安全管理

受注者は、業務の実施に当たり、次の事項等を遵守し安全管理対策を講じるものとする。

- (1) 労働安全衛生法、その他災害防止関係法令等に定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生防止に努める。
- (2) 業務中の万一の事故等に備え、緊急時における連絡先、人員招集、資機材調達等必要な体制を整備する。
- (3) 作業従事者に対して、事故防止を図るための安全教育を行うとともに、安全対策を明確にし、業務中の注意事項及び緊急対策を熟知させておく。
- (4) 酸素欠乏危険場所での業務に当たり、換気設備、酸素濃度測定器、ガス検知器、警報器、避難器具、救急用具等を常備するとともに、酸素欠乏危険作業主任者を配置し、事故の防止に万全の対策を講じる。
- (5) 硫酸注入設備等の薬品を取扱う業務に当たり、MSDS（製品安全データシート）の内容を作業従事者に、熟知させておく。
- (6) 必要に応じて防護柵、標識等により作業箇所を区分する措置を講じ、危険箇所への立入りや接触を防止する。

1.2.8.1 交通及び保安上の措置

受注者は、業務の実施に当たり、次の事項等を遵守し交通及び保安上十分な措置を講じるものとする。

- (1) 交通及び保安に関係のある作業については、十分な施設を設ける。
- (2) 交通を禁止し、又は制限する必要があるときは、必要な箇所に指定の表示をするとともに、進入防止柵、注意灯等を設置する。
- (3) 作業区域内に車両又は歩行者の通行があるときには、これらの通行確保に必要な施設を設ける。

1.2.8.2 保護具

受注者は、必要のある場合作業員に対し保安帽その他の保護具を着用させなければならない。

特に、硫酸注入設備等の薬品を取扱う業務については、防護手袋、メガネ等の必要な保護具を作業従事者に着用させるよう徹底する。

1.2.8.3 整理整頓

受注者は、現場内及び付近を常に整理整頓し清潔を保たなければならない。

1.2.8.4 事故防止

受注者は、業務の実施に当たり、次の事項等を遵守し事故防止に万全の対策を講じるものとする。

- (1) 公衆の生命、財産等に危害、迷惑を及ぼさないよう、必要な措置を行う。
- (2) 必要に応じて交通誘導員等を配置して事故防止に努める。
- (3) 地上及び地下工作物等に損失を与えないよう、又はその機能を阻害しないように適切な防護の措置を行う。
- (4) 歩行者通路の上空で作業を行う場合、あらかじめ完全な落下防止の設備を施す。
- (5) 業務実施中、障害等を発見したときは、速やかに業務担当者に申し出て、その指示を受ける。
- (6) 業務実施中、事故があったときは、救急等の措置を行うとともに、事故発生原因及び経過、事故等による被害の内容について、速やかに企業団に報告する。
- (7) 機器等の取扱い時には、熟練者を配置し、常に機能の点検、整備を行い、操作を誤らないようにする。
- (8) ガソリン、火薬その他の危険物を使用する場合は、関係法令を遵守するとともに、その保管及び取扱いについて、万全の措置を行う。

1.2.9 衛生管理

(1) 一般事項

受注者は、水道施設(取水所、浄水場、調整池等をいう。以下同じ。)内で委託を行う場合は、水道法及びその他の関係法令を遵守し、衛生管理を行い、水の汚染防止を図らなければならない。

(2) 作業従事者の健康診断

健康診断は、水道法第21条及び水道法施行規則第16条に基づき行うもので、保健所等の検査資格を有する機関において、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌及び腸管出血性大腸菌(O157)を対象とする細菌学的培養検査を行うものとする。

ただし、先に掲げる以外の感染症(病原体がし尿に排出されるものに限る)が流行し、または病原体の保有の疑いがある者がいる場合は、業務担当者の指示によりそれらの検査についても行わなければならない。

ア 検査の実施時期

当該水道施設での現場作業に従事する直前に第1回目を行い、その後はおおむね6か月ごとに行うものとする。

ただし、前項に掲げる感染症が流行し、または病原体の保有の疑いがある者がいる場合は、業務担当者の指示により随時行うものとする。

イ 検査結果の提出

検査結果は、業務責任者等を通じて、速やかに業務担当者に提出するものとする。

1.2.10 公害防止

- (1) 受注者は、自動車等を運転するものに対して駐車及び停車をする時には、エンジンの停止(アイドリングストップ)を行うよう適切な措置を講じる。
- (2) 受注者は、公害の防止に関する法令(大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、土壌汚染、地盤沈下、悪臭等)を遵守し、公害の発生防止に努める。

1.2.11 緊急措置

受注者は、災害、事故等が発生した場合は、人命の安全確保を優先し、適切な措置をと

るとともに、業務担当者に連絡し、二次災害の防止に努める。事後、速やかにその経緯を記録し、業務担当者に提出する。

1.2.12 火気使用

作業に際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ企業団の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意する。

1.2.13 支給品及び貸与品

- (1) 支給材料及び貸与品は、業務担当者、受注者立会いの下に確認を行った後、受領書又は借用書と引替えに支給又は貸与するものとする。受注者は、支給又は貸与された支給材料又は貸与品の形状、寸法等が委託の使用に適当でないと認めたときは、その旨を業務担当者に申し出なければならない。
- (2) 支給材料及び貸与品の引渡場所等は、設計図書に定めるもののほか、業務担当者の指示によるものとする。
- (3) 受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第14条第3項の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (4) 支給材料及び貸与品は業務日報等により、その保管及び使用の状況を常に明らかにしておかなければならない。
- (5) 受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合は、事前に業務担当者の承諾を得なければならない。
- (6) 受注者は、契約書第14条第4項に規定する不用となった支給材料及び貸与品を返還する場合には、業務担当者の指示に従うものとする。

1.2.14 機械器具等

- (1) 受注者は、作業に対し十分に対応できる機械器具を準備するとともに、企業団から要求があったときは、その数量、形式及び性能等を示す一覧表を提出し、承諾を得なければならない。また、企業団が不相当と認める機械器具は使用してはならない。
- (2) 建設機械を使用して、機械器具を現場に搬入又は搬出するときは、企業団の承諾を得なければならない。

1.2.15 後片付け

受注者は作業の終了に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び作業にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

第3節 検査

1.3.1 検査

契約図書その他の関係書類では契約の履行確認が困難であるものは、企業団が履行中に立会うことにより検査するものとする。

第4節 報告書等

1.4.1 報告書等

- (1) 受注者は業務完了後、速やかに報告書（電子データを含む）を業務担当者に提出しな

ければならない。

なお、提出部数は原則として2部とする。ただし、特記仕様書等別に定める場合は、この限りでない。

- (2) 報告書に記録写真等を添付する場合は、カラー写真(フィルムまたは電子データ)とし、整理については業務担当者の指示による。

第 2 章 電気機械設備保守委託

第2章 電気機械設備保守委託

第1節 共通事項

2.1.1 一般事項

- (1) 企業団の各種設備機器保守点検業務委託に適用する。ただし、本章に定めのない事項については、第1章総則による。
- (2) 受注者は、業務実施場所以外に立入る場合、業務担当者の承諾を得る。
- (3) 受注者は、既存施設内又はその付近で業務を実施する場合、企業団の維持管理作業に必要なスペースを確保する。

2.1.2 作業内容

- (1) 作業内容は、共通仕様書及び特記仕様書によることとし、企業団に確認のうえ、作業を行い試運転調整する。
- (2) 点検時期等は、特記仕様書に基づくものとし、詳細は書面に基づき協議するものとする。

2.1.3 補修及び修繕

受注者は、点検の結果、補修、修繕の必要があることを発見したときは、速やかに企業団に報告するとともに、その対応については企業団と協議し、適切な措置を行うものとする。

2.1.4 障害保守

- (1) 障害保守とは、障害発生時に障害の初期調査として計上されたものであり、「原因の究明・対処方法」を含む報告書の提出までの作業とする。
- (2) 受注者は、障害保守が含まれている委託では、提出した緊急時の体制及び対応に基づき、企業団から障害発生等の連絡を受けた際は、速やかに技術者を派遣し障害状態を報告しなければならない。
- (3) 障害により復旧作業を必要とする場合は、別途対応とする。

2.1.5 設備の停止及び切り替え

設備の停止及び切り替えが必要な場合は、企業団が操作を行う。ただし、企業団と協議し、承諾を得た場合は、企業団の立会いの下で受注者が行うことができる。

2.1.6 施設の停止を伴う業務

- (1) 受注者は、業務実施上、企業団の業務等に支障を及ぼす停電、断水、設備の停止等を必要とする作業を行う場合は、詳細な実施計画及び作業手順書を作成し、企業団と協議を行い、承諾を得なければならない。なお、受注者は、作業を行う際には企業団と共に作業手順書を確認し事故のないよう確実に作業を行うものとする。
- (2) 既設機器の主電源、制御電源の停止、復旧は、企業団が行う。ただし、企業団と協議し、承諾を得た場合は、企業団の立会いの下で受注者が行うことができる。

第2節 電算機保守委託

2.2.1 適用範囲

企業団に設置されている電算機の保守委託に適用する。

2.2.2 作業内容

作業内容は、表2.1「電算機点検項目一覧表」を基に企業団に確認のうえ行うものとする。なお、点検機器及び点検周期等は、特記仕様書によるものとする。

2.2.3 保守部品等

保守作業時に必要となる交換部品については、企業団が支給するものとする。ただし、消耗品及び雑材料等は、受注者の負担とする。

2.2.4 障害発生時の対応

受注者は、業務計画書の緊急時の連絡体制により、企業団から障害発生連絡を受けた際は、別途契約した「障害保守委託(単価契約)」に基づき、速やかに技術者を派遣し、障害保守対応を行うものとする。

表 2 . 1 電算機点検項目一覧表

1 電算機

機器・装置名	点検項目及び内容
共通点検項目	(1)装置内外部の清掃 (2)フィルターの清掃又は交換 (3)ファンの動作確認又は交換 (4)接続部、装置部の状態確認 (5)その他、異音、振動等がないことの確認 (6)スイッチ、ランプの機能確認 (7)バッテリーの取付け状況、交換時期の確認又は交換 (8)各部電源電圧及びリップル測定又は確認 (9)テストプログラムによる動作確認 (10)オンラインによる動作確認 (11)パラメータの確認 (12)表示部の状態表示確認
サーバ	(1)共通点検項目に準拠する (2)各種診断機能の確認 (3)エラー履歴の確認及びバックアップの実施 (4)付属機器の動作確認 (5)アナログ入出力の精度及び機能試験 (6)デジタル入出力の機能試験 (7)パルス入出力の機能試験
オペレータコンソール エンジニアリングワークステーション (EWS) その他システム用 P C	(1)サーバに準拠する (2)画面表示精度の確認
グラフィックパネル	(1)サーバに準拠する
プログラマブルロジックコントローラ (PLC)	(1)サーバに準拠する
シーケンスコントローラ (SQC)	(2)二重化切替動作確認
プロセスコントローラ (分散型制御装置)	
リモート入出力装置 (R I / O)	(1)サーバに準拠する
操作用タッチパネル	(1)サーバに準拠する
テレメータ	(1)サーバに準拠する
場外通信用ゲートウェイ	(1)サーバに準拠する
制御用時計 (タイムサーバ)	(1)共通点検項目に準拠する
カラーハードコピー レーザープリンタ	(1)共通点検項目に準拠する (2)各機構部の動作確認及び注油、調整 (3)コピー、印刷品質の確認及び調整
その他静止機器	(1)共通点検項目に準拠する

* 上記点検項目に記載があるものでも、装置設計上不可能なもの及び、不必要な項目は点検を省略できるものとする。又、記載なき項目でも、装置設計上必要な項目は、点検を行うものとする。

2 直流電源装置及び無停電電源装置

本章第 3 節表 3 . 1 「直流電源装置・無停電電源装置点検項目一覧表」に準拠する。

第3節 直流電源装置・無停電電源装置保守委託

2.3.1 適用範囲

企業団に設置されている直流電源装置・無停電電源装置の保守委託に適用する。

2.3.2 作業内容

作業内容は、表3.1「直流電源装置・無停電電源装置点検項目一覧表」を基に企業団に確認のうえ行うものとする。なお、点検機器及び点検周期は特記仕様書によるものとする。

2.3.3 保守部品等

保守作業に必要な交換部品については、企業団が支給するものとする。
ただし、消耗品及び雑材料等は、受注者の負担とする。

表3.1 直流電源装置・無停電電源装置点検項目一覧表

機器・装置名	点検項目及び内容
整流装置	<p>1 外観等の状況</p> <p>(1) 外箱の外観、計器、表示灯、スイッチ等の変形、損傷、汚れ、腐食等の有無の点検</p> <p>(2) 各部品の汚損、損傷、温度上昇、過熱、変色、異音、異臭等の有無の点検</p> <p>(3) 固定金具、据付ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無の点検</p> <p>(4) 設置されている部屋の防火区画貫通部の措置の状況及び換気の状況の確認</p> <p>2 機能</p> <p>(1) 次の値を測定し、その良否の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流入力電圧 ・トリクル充電電圧又は浮動充電電圧 ・均等充電電圧 ・負荷電圧 ・出力電流及び負荷電流（盤面計器による） <p>(2) 均等充電機能を有する場合は、手動による浮動又は均等充電への切替え動作の確認</p> <p>(3) 開閉器及び遮断器の変形、損傷等の有無の点検 また、入力・出力負荷、警報等の状況によるON,OFF状態の確認</p> <p>(4) 過放電防止装置、減液警報装置、不足電圧継電器等の設定値及び動作の確認</p> <p>(5) 均等充電機能を有する場合は、次の機器の動作状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・均等充電から浮動充電への自動切替 ・負荷電圧補償装置 ・タイマーの設定値 ・警報動作（ヒューズ断、サーマル動作、MCCBトリップ、過不足電圧、負荷電圧異常検出、過放電防止、放電終止、減液警報等） <p>(6) 自動回復充電の動作の確認</p> <p>(7) 実負荷により常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切替り、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切替ることの確認</p> <p>3 配線、端子 内部配線及び端子部の劣化並びに端子接続部の緩みの有無の点検</p> <p>4 絶縁抵抗測定 次の箇所の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次主回路と大地間 ・二次主回路と大地間 ・一次・二次相互間 <p>5 接地抵抗 接地抵抗を測定し、その良否の確認</p>
蓄電池	<p>1 外観等の状況</p> <p>(1) 全セルについて電槽、ふた、各種栓体、パッキン等に変形、損傷、亀裂及び漏液の有無の点検</p> <p>なお、触媒栓式シール形蓄電池は、触媒栓の交換時期の確認。 また、据置鉛蓄電池(制御弁式)は、蓄電池の交換時期の確認。</p> <p>(2) 封口部のはがれ、亀裂等の有無の点検</p> <p>(3) 全セルについて電解液量の確認</p>

機器・装置名	点検項目及び内容
蓄電池	<p>また、減液警報用電極の断線、腐食、変形等の有無の点検</p> <p>(4) 架台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無の点検</p> <p>(5) 蓄電池又はキュービクルの転倒防止枠、緩衝材、アンカーボルト等の変形及び損傷の有無の点検</p> <p>(6) 蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱、焼損及び腐食の有無の点検</p> <p>(7) 設置されている部屋の防火区画貫通部の措置の状況及び換気の確認</p> <p>2 機能</p> <p>(1) 浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否の確認</p> <p>(2) 浮動充電中の電解液比重及び温度測定を次により行い、その良否の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・据置鉛蓄電池は全セル（据置鉛蓄電池（制御弁式）及び小形制御弁式鉛蓄電池は電解液比重測定を除く。）について実施 ・アルカリ蓄電池はパイロットセルのみについて実施 <p>(3) 上記項目のセル電圧、電解液比重の点検結果が不良と判定された場合、均等充電が実施されていることを確認し、実施されていない場合は点検終了後に均等充電（据置鉛蓄電池（制御弁式）及び小形制御弁式鉛蓄電池を除く。）を実施</p>
交流無停電電源装置	<p>1 外箱、機器等の外観状況</p> <p>(1) 固定金具、据付ボルト等の変形、損傷及び緩みの有無の点検</p> <p>(2) 抵抗器の変色及び変形の有無の点検</p> <p>(3) コンデンサの変色、変形、液漏及び防爆弁の異常の有無の点検</p> <p>(4) 半導体スタック類の接点荒れ及びコイル変色の有無の点検</p> <p>(5) 継電器、接触器の接点荒れ及びコイル変色の有無の点検</p> <p>(6) プリント基板の部品変色及び汚損の有無の点検</p> <p>(7) ヒューズの熱変色の有無の点検</p> <p>(8) 冷却ファンの熱による変色の有無の点検</p> <p>(9) トランス及びリアクトルの過熱、変色の有無の点検</p> <p>2 機能</p> <p>(1) 容量100kVA以上の場合、主回路に使用している半導体素子の素子漏れ電流測定及びゲート特性試験を実施、その良否の確認</p> <p>(2) ゲート回路を単独運転させ各電源電圧を測定し、規定値内であることの確認</p> <p>(3) ゲート回路の運転又は停止中において、次の測定を行い、その良否の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発信器周波数の確認（主発信器、キャリアパス） ・電圧制御リミットの測定 ・各部動作表示の確認 ・主回路素子のゲート波形（電圧）の確認 <p>(4) 運転・停止、出力切替試験、故障シーケンスの動作確認（展開接続図に基づいて）及び表示警報等が正常であることの確認</p> <p>(5) 保護回路の各種保護継電器の設定値に対する動作値を測定し、許容値以内であることを確認</p> <p>(6) 次により無負荷運転試験（展開接続図に基づいて）を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主回路各部の波形をシンクロスコープ等により測定し、異常がないことの確認 ・電圧・電流等を各指示計器又はシンクロスコープ等により測定し、規定値以

機器・装置名	点検項目及び内容
交流無停電電源装置	内であることの確認 ・運転中、主回路機器の異音、異臭等の有無の点検
	3 配線、端子 内部配線、端子部の変形、劣化及び緩みの有無の点検
	4 絶縁抵抗 次の箇所の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・交流入力回路と大地間 ・インバータ主回路と大地間 ・出力回路と他回路大地間 5 接地抵抗 単独接地極の場合は、接地抵抗を測定し、その良否の確認 6 蓄電池 「蓄電池」による。

上記点検項目に記載なき項目でも、装置上必要な項目は、点検を行うものとする。

第4節 水質計器保守委託

2.4.1 適用範囲

企業団に設置されている水質計器の保守委託に適用する。

2.4.2 作業内容

作業内容は、表4.1「水質計器点検項目一覧表」を基に企業団に確認のうえ行うものとする。なお、点検機器及び点検周期等は、特記仕様書によるものとする。

2.4.3 保守部品等

保守作業時に必要となる交換部品については、企業団が支給するものとする。ただし、消耗品及び雑材料等は、受注者の負担とする。

表4.1 水質計器点検項目一覧表

機器・装置名	計器	点検区分	点検項目及び内容
濁度計	透過光 散乱光比較形 (T/Bセル)	精密点検	1 点検調整 (1) 外観一般、傷、汚れ (2) 検出器のヒビ割れ、汚れ (3) 配管系統 (4) サポート具合(各配管、電線管等) (5) ゼロ水ライン(ゼロ濁度フィルターエレメント等) (6) 接続部及び締付具合 (7) ランプ取替(光軸確認、調整) (8) 乾燥剤、ドライチェッカー(再生又は取替) (9) サンプル水通水状態の確認調整 (10) 液槽内、窓アッセンブリ汚れ (11) ガラスアッセンブリの傷、汚れ (12) 超音波発信器の出力レベル調整 (13) 超音波洗浄効果(気泡)の確認 2 測定試験 (1) ゼロ水による指示、出力(4~20mA)確認調整 (2) チェックプレートによる指示、出力(4~20mA)確認調整 (3) 超音波ON後のサンプル水指示、出力(4~20mA)確認調整 (4) 電源電圧 (5) サンプル水流量 (6) 手分析値との照合
	表面散乱形	精密点検	1 点検調整 (1) 外観一般、傷、汚れ (2) 検出器の損傷の有無、汚れ (3) 配管系統、脱泡槽等 (4) サポート具合(各配管、電線管等) (5) 接続部及び締付具合 (6) 水流セル、脱泡槽洗浄等 (7) レンズの清掃、焦点調整 (8) ランプ取替 (9) 流量調整 (10) 水ジェット洗浄の場合、SV、ピンチコックの点検 2 測定試験 (1) ランプ電圧チェック (2) ゼロ水指示、出力(4~20mA)確認調整 (3) スパン指示、出力(4~20mA)確認調整 (4) サンプル水指示、出力(4~20mA)確認調整 (5) 電源電圧 (6) 手分析値との照合
pH計		精密点検	1 点検調整 (1) 外観一般、傷、汚れ

機器・装置名	計器	点検区分	点検項目及び内容
pH計		精密点検	<p>(2) 検出器のヒビ割れ、汚れ</p> <p>(3) 配管系統、ホルダー等</p> <p>(4) サポート具合(各配管、電線管等)</p> <p>(5) 接続部及び締付具合</p> <p>(6) KCの残量、高さ、(補充、交換等)</p> <p>(7) KCチューブ(損傷、結晶、気泡等)</p> <p>(8) 超音波洗浄式の場合、超音波発信器の出力指示、チューニングランプ点灯の確認</p> <p>2 測定試験</p> <p>(1) pH7標準液による指示、出力(4~20mA)確認調整</p> <p>(2) pH4又は9標準液による指示、出力(4~20mA)確認調整</p> <p>(3) サンプル水による指示、出力(4~20mA)確認調整</p> <p>(4) サンプル水流量</p> <p>(5) 電源電圧</p> <p>(6) 測定抵抗体の抵抗値、絶縁の確認</p> <p>(7) 手分析値との照合</p>
残留塩素計	有試薬形	精密点検	<p>1 点検調整</p> <p>(1) 外観一般、傷、汚れ</p> <p>(2) 液槽、ポンプの損傷、ヒビ割れ等</p> <p>(3) サンプリング、試薬、ドレン等の配管系統</p> <p>(4) 砂濾過装置付は浄水配管系統</p> <p>(5) サポート具合(各配管、電線管等)</p> <p>(6) エアパージ系統</p> <p>(7) 接続部及び締付具合</p> <p>(8) 砂濾過装置(ハード:砂レベル逆洗高さ) (ソフト:各タイマー設定) (逆洗時の水ジェット状況)</p> <p>(9) ガラスビーズ、ビーズケース(ガラスビーズの交換)</p> <p>(10) 検出部、ポンプ部、駆動の有無、注油</p> <p>(11) 白金回転電極(損傷度、研磨、取替)</p> <p>2 測定試験</p> <p>(1) 試薬ポンプ流量(ベロフラム、バルブ交換)</p> <p>(2) サンプルポンプ(ベロフラム、バルブ交換)</p> <p>(3) 比較電極(絶縁、抵抗、研磨等)</p> <p>(4) スリップリング・ブラシ間抵抗</p> <p>(5) CHECK1(に準拠する方法)による指示、出力(4~20mA)確認調整</p> <p>(6) サンプル水測定時にCHECK2による動作確認調整</p> <p>(7) ゼロ点確認(大気中のOPEN)</p> <p>(8) サンプル水流量(濾過筒流入量)</p> <p>(9) 手分析値との照合</p>

機器・装置名	計器	点検区分	点検項目及び内容
残留塩素計	無試薬形	精密点検	<p>1 点検調整</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 外観一般、傷、汚れ (2) 液槽部分の損傷、ヒビ割れ (3) サンプリング、ドレン等の配管系統 (4) サポート具合(各配管、電線管等) (5) 接続部及び締付具合 (6) ガラスビーズ(補充、取替) (7) 測定槽(ガラスビーズ摩耗) (8) 水位調整槽(ゼロレベル穴つまり) (9) 白金回転電極(摩耗度、補正、研磨、交換) (10) 回転駆動部(注油、トルクチェック) <p>2 測定試験</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 対極(絶縁、抵抗 T1 - T2) (2) スリップリング・ブラシ間抵抗 (3) スパン確認(CHECK1) (4) ゼロ点確認(OPEN ZERO) (5) 電源電圧 (6) サンプル水流量(F/Cセル本体) (7) 手分析値との照合
アルカリ度計		精密点検	<p>1 点検調整</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 外観一般、傷、汚れ (2) 配管系統(含ドレン、浄水系統) (3) サポート具合(各配管、電線管等) (4) 接続部及び締付具合 (5) シーケンス設定位置、動作状況 (6) サンプル設定、動作(含重量応答) (7) KCレベルチューブ(結晶、気泡等) (8) シーケンス確認(ドラム動作状況) (9) 攪拌器動作状況 (10) サンプル、試薬、ドレン用のダイヤフラム取替 (11) 試薬吸引アスピレーター動作確認 (12) 各チューブ、コネクター類の劣化、損傷 (13) 砂濾過器の砂レベル (14) 洗浄時の動作確認 (15) メジャーカップ、アスピレーター等の洗浄 <p>2 測定試験</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 試薬OFF時の応答指示、出力 (2) コンパレータカードチェックポイント確認 (3) 標準液pH4、7によるpH確認調整 (4) SENS.、C.P.、E.P.の動作確認 (5) FACTORの実測値(水質判定値)を確認 (6) 電源電圧

機器・装置名	計器	点検区分	点検項目及び内容
濁・色度計			(7) サンプル水流量 (8) 手分析値との照合 精密点検 1 点検調整 (1) 外観一般、傷、汚れ (2) 検出器のヒビ割れ、汚れ (3) 配管系統 (4) サポート具合(各配管、電線管等) (5) ゼロ水ライン(ゼロ濁度フィルター、活性炭フィルター等) (6) 接続部及び締付具合 (7) 乾燥剤、ドライチェッカー取替 (8) サンプル通水状態の確認調整 (9) 液槽内汚れ (10) ガラスアッセンプリの傷、汚れ (11) ランプ取替 (12) セル出力の調整 (13) モーター部異音等の確認 (14) 電池の状況確認 2 測定試験 (1) 色度計ゼロ水による指示、出力(4~20mA)確認調整 (2) 色度計チェックプレートによる指示、出力(4~20mA)確認調整 (3) 色度計サンプル水による指示、出力(4~20mA)確認調整 (4) 濁度計ゼロ水による指示、出力(4~20mA)確認調整 (5) 濁度計チェックプレートによる指示、出力(4~20mA)確認調整 (6) 濁度計サンプル水による指示、出力(4~20mA)確認調整 (7) 電源電圧 (8) サンプル水流量 (9) 手分析値との照合
	自動水質測定装置	MWA4型濁色度計 残塩計 導電率計 その他	通常点検 (3ヶ月及び9ヶ月点検) 2回/年
MWA4型濁色度計		通常点検 (6ヶ月点検) 1回/年	(1) シリカゲル点検・交換 (2) シリカゲルケースOリング交換

機器・装置名	計器	点検区分	点検項目及び内容
自動水質測定装置	残塩計		(3) ワイパーASSY交換 (4) ワイパーゴム・ASSYリング交換
	導電率計		(1) スパン校正
	pH計		(1) 電極洗浄
	圧力計		(1) 標準液校正(2点) (2) Oリング交換 (3) 電極交換
	その他		(1) ゼロ、スパン校正
	MWA4型濁色度計	精密点検 (12ヶ月点検) 1回/年	(1) スパン校正 (2) ゼロ水フィルター交換 (3) シリカゲル点検・交換 (4) シリカゲルケースOリング交換 (5) ワイパーASSY交換 (6) ワイパーASSYリング交換 (7) レンズ用Oリング・内側用パッキン交換
	残塩計		(1) スパン校正 (2) ピーズ交換 (3) 電極交換 (4) メッシュ交換
	導電率計		(1) スパン校正 (2) 電極洗浄
	pH計		(1) 標準液校正(2点) (2) Oリング交換 (3) 電極交換
	水温計		(1) 基準温度計比較校正
圧力計		(1) スパン校正	
その他		(1) 配管確認、流量調整 (2) 配管交換	

機器・装置名	計器	点検区分	点検項目及び内容	
			(3) サージアブソーバー交換 (4) 温度補償用センサ洗浄 (5) オリフィス・ニードルバルブ交換	
	MWA4型 濁色度計	適宜実施	(1) ゼロ校正 (2) 反射ミラー用Oリング交換 (3) LEDユニット交換	
	残塩計		(1) ゼロ校正 (2) メッシュ交換 (3) 検知極研磨	
自動水質測定装置	導電率計		(1) ゼロ確認	
	pH計		(1) ホルダー用Oリング交換	
	圧力計		(1) スパン校正	
	その他		(1) 圧力調整槽点検 (2) 配管薬液洗浄 (3) 排水・排水ベント電磁弁交換 (4) ゼロ水切替電磁弁交換 (5) 温度補償用センサホルダ用Oリング交換	
	MWB4型 残塩計	通常点検 (3ヶ月及び 9ヶ月点検) 2回/年		(1) ゼロ・スパン校正 (1) 流量調整・確認 (2) 装置内シリカゲル交換
	その他			
	MWB4 型濁色度計	通常点検 (6ヶ月点検) 1回/年	(1) シリカゲル点検・交換 (2) シリカゲルケースOリング交換	
	残塩計		(1) ゼロ・スパン校正 (2) Oリング交換	
	pH計		(1) 標準液校正(2点) (2) Oリング交換 (3) 電極交換	
	圧力計		(1) ゼロ調整	
	その他		(1) 流量調整・確認 (2) 温度補償用センサ洗浄	

機器・装置名	計器	点検区分	点検項目及び内容
自動水質測定装置	MWB4型 濁色度計 残塩計 pH計 その他	精密点検 (12ヶ月点検) 1回/年	(1) ゼロ校正 (2) ゼロ水フィルター交換 (3) シリカゲル点検・交換 (4) シリカゲルケースリング交換 (1) ゼロ・スパン校正 (2) ビーズ交換 (3) モーター交換 (4) Oリング交換 (1) 標準液校正(2点) (2) Oリング交換 (3) 電極交換 (1) 流量調整・確認 (2) 配管交換 (3) サージアブソーバー交換
	MWB4型 濁色度計 残塩計 導電率計 pH計 水温計 圧力計 その他	適宜実施	(1) ゼロ校正 (2) シリカゲル点検・交換 (3) シリカゲルケースリング交換 (1) ゼロ・スパン校正 (2) 検知極研磨 (3) Oリング交換 (1) ゼロ・スパン校正 (1) 標準液校正(2点) (1) 基準温度計比較校正 (1) スパン校正 (1) 配管確認、流量調整・確認 (2) 配管交換 (3) 配管薬液洗浄 (4) オリフィス・ニードルバルブ交換
	TW型 その他	通常点検 (3ヶ月及び 9ヶ月点検)	(1) 配管確認、流量調整 (2) 表示部、警報状態確認

機器・装置名	計器	点検区分	点検項目及び内容
自動水質測定装置		2回/年	(3) 盤内機器清掃 (4) メッシュフィルタ交換
	TW型 pH計 その他	通常点検 (6ヶ月点検) 1回/年	(1) 電極交換 (1) 配管確認、流量調整 (2) 表示部、警報状態確認 (3) 盤内機器清掃 (4) メッシュフィルタ交換
	TW型 濁色度計 残塩計 pH計 その他	精密点検 (12ヶ月点検) 1回/年	(1) ゼロ水フィルター交換 (1) ビーズ交換 (1) 電極交換 (1) 配管確認、流量調整 (2) 表示部、警報状態確認 (3) 盤内機器清掃 (4) メッシュフィルタ交換
	TW型 濁色度計 残塩計 導電率計 pH計 その他	精密点検 (総合点検) 1回/2年	(1) ゼロ水フィルター交換 (2) ワイパーユニット交換 (3) 光学部交換 (1) ビーズ交換 (2) 電極交換 (1) 電極交換 (1) 標準液校正(2点) (2) 電極交換 (1) 配管確認、流量調整 (2) 配管交換 (3) 配管薬液洗浄 (4) 表示部、警報状態確認 (5) 盤内機器清掃 (6) メッシュフィルタ交換 (7) 電磁弁、メモリ電池交換
	TW型 濁色度計	適宜実施	(1) ゼロ・スパン校正

機器・ 装置名	計 器	点検区分	点検項目及び内容
	残塩計 導電率計 水温計 圧力計	適宜実施	(1) ゼロ・スパン校正 (2) 検知極研磨 (1) スパン校正 (1) 基準温度計比較校正 (1) 水圧校正

注意： 上記自動水質測定装置の点検項目に記載があるもので、装置設計上不可能なもの及び、不必要な項目は点検を省略できるものとする。又、記載なき事項でも、装置設計上必要な項目は、点検を行うものとする。

特殊水質計器

機器・装置名	計器	点検区分	点検項目及び内容
塩素要求量計		通常点検 (2週間点検) 精密点検 (6ヶ月点検) 2回/年	(1) オーバーフロータンク、サブタンク、検水受け洗浄 (2) 反応槽、配管、フィルター洗浄 (3) 検水・試薬ポンプ流量調整 (4) ゼロ、スパン校正 (5) 塩素発生器洗浄 (6) 消耗部品取替及び試薬作成 (7) 運転状態点検確認 (1) 紫外線ランプ交換 (2) ベアリング交換 (3) 検出電極部水銀交換及び抵抗測定 (4) 純水カートリッジ交換
溶存酸素計	DO30G	通常点検 (6ヶ月点検) 2回/年	(1) 端子の弛み及び増締め (2) 電源電圧、ヒューズ、表示温度の点検 (3) 表示値と出力信号の確認 (4) 膜アッセンブリと電解液の交換 (5) 洗浄水流量確認 (6) パラメータの確認
全有機体炭素計	TOC-4000	通常点検 (1ヶ月点検) 精密点検 (6ヶ月点検) 2回/年	(1) マスフローコントローラ流量調整 (2) スリーブセット点検 (3) CO ₂ 吸収器点検 (4) 白金触媒交換 (5) TC 燃焼管点検 (6) L型燃焼管点検 (7) ハロゲンスクラバー点検 (8) 加湿器点検 (9) POCアブソーバー点検 (10) 各インジェクタ及び各電磁弁点検 (11) スライダー点検 (12) NDIRベースライン調整 (13) 攪拌モーター及び光源モニタ点検 (14) 位相、光量調整 (15) 指示及びサンプリング点検 (16) 試薬の確認及び作成 (17) 外部出力チェック (1) CO ₂ アブソバント交換(3ヶ月毎) (2) TC 燃焼管交換 (3) L型燃焼管交換(12ヶ月毎) (4) ハロゲンスクラバー交換(3ヶ月毎) (5) 8ポートバルブローター及びステーター交換(12ヶ月毎)

機器・装置名	計器	点検区分	点検項目及び内容
水質安全モニタ(社家)	ZYN10000-1	通常点検 (1ヶ月点検)	試薬作成及び補充 (1) エア流量調整 (2) 緩衝液及びフィールド液の流量の確認及び調整 (3) 純水及びサンプル水の流量の確認及び調整 (4) 微生物膜交換 (5) フローセルの洗浄 (6) 電極チェック (7) エアフィルタ交換 (8) 動作確認
		精密点検 1回/年	(1) エアポンプ交換 (2) 電極交換 (3) 採水・送液・毒物採取用ポンプ動作確認 (4) 中空糸フィルター交換 (5) 電磁弁動作確認
水質安全モニタ(飯泉)	MW-SK301	通常点検 (2ヶ月点検)	(1) 試薬作成及び補充 (2) エア流量調整 (3) 緩衝液及びフィールド液の流量の確認及び調整 (4) 純水及びサンプル水の流量の確認及び調整 (5) 微生物膜交換 (6) フローセルの洗浄 (7) 電極チェック (8) エアフィルタ交換 (9) 動作確認
		精密点検 (6ヶ月点検) 2回/年	(1) エアポンプ交換 (2) 検水槽清掃 (3) 電極交換 (4) 採水・送液・毒物採取用ポンプ動作確認 (5) 中空糸フィルター交換 (6) 電磁弁動作確認 (7) 全チューブ交換 (8) マルチパーパスホース交換 (3)～(8)は1回/年
油膜検出器	ODL12	通常点検 (6ヶ月点検) 2回/年	(1) 保護ガラス面の清掃 (2) レーザースポットの調整 (3) 光軸及び感度調整 (4) シリカゲル交換 (5) レーザー管ミラー部の清掃
	NHMS-3	通常点検 (1ヶ月点検)	(1) 標準液によるゼロ及びスパン調整 (2) 試薬作成及び補充 (3) 電極内部液及び隔膜の交換

機器・装置名	計器	点検区分	点検項目及び内容
アンモニウムイオンモニタ	NHMS-3	通常点検 (1ヶ月点検)	(4) 動作確認 (5) 小型pH中和装置の点検
		精密点検 1回/年	(1) 試料水ポンプのダイヤフラム交換 (2) 水酸化ナトリウムポンプの隔膜交換 (3) ポンプの流量調整 (4) 配管の交換 (5) 電極の交換(6ヶ月) (6) 恒温槽の水の点検と補充(3ヶ月) (7) 砂ろ過装置点検
有機汚濁モニタ	UV計 OPM410A	通常点検 (6ヶ月点検) 2回/年	(1) 検出器の清掃、ゼロ、スパン校正 (2) ワイパー動作確認及び交換 (3) 測定セルの点検 (4) 光源ランプ及び受光素子の確認及び交換 (5) UVフィルターの確認及び交換 (6) Oリング交換 (7) キャップシール及び蛇腹の交換
シアン計	TCN-508	通常点検 (2週間点検)	(1) 試料水・洗浄水装置の点検、清掃及び動作確認 (2) 計量部及び測定部の点検、清掃及び動作確認 (3) 外部出力の確認 (4) 試薬作成及び補充
	KOGI-IC-115	通常点検 (2週間点検)	(1) 砂ろ過の状態確認 (2) 中空糸フィルターのろ過量の確認及び交換(3ヶ月) (3) ダイヤフラムポンプ動作確認及び吸引量の確認 (4) 試薬作成及び補充 (5) 外観点検及び配管の液漏れ点検 (6) 試薬ポンプ圧力確認と液漏れ点検及び消耗部品の交換 (7) 電気化学検出器の調整及び電極研磨、洗浄及び交換 (8) 廃液タンク残量確認及び廃液の処理 (9) 記録計の記録紙及びペンの点検及び交換 (10) サンプル測定動作確認及び各係数の確認 (11) 標準液校正及び自己診断機能点検
		精密点検 2回/年	(1) 砂ろ過の砂洗浄及び補充 (2) ポンプオーバーホール (3) 試薬タンクの溶媒フィルター交換 (4) ブラッジャー交換 (5) チェッキバルブ交換 (6) 分離カラム交換 (7) 6方自動切替バルブ、ローターパッキン交換
	MW-SK111		(1) 試料水の流量及び圧力点検 (2) 配管の水漏れ点検

機器・ 装置名	計 器	点検区分	点検項目及 内容
粒子濁度計	MW-SK111	通常点検 (6 ヶ月点検) (1 回 / 年)	(3) シリカゲルの変色の有無 (4) 濁度・個数の濃度異常 (5) ベースラインの確認 (6) フローセルの薬液洗浄 (7) 脱泡槽の洗浄 (8) ストレーナの洗浄 (9) フローセルのブラシ洗浄 (10) マスフローコントローラのオリフィス洗浄 (11) シュウ酸の補充
		精密点検 (12 ヶ月点検) (1 回 / 年)	(1) シリカゲルの交換 (2) テフロンチューブの交換 (3) 濁度校正、合わせ込み

第5節 エレベータ保守委託

2.5.1 適用範囲

企業団に設置されているエレベータの保守委託に適用する。

契約はPOG契約とし、受託者はエレベータが常に安全で最良の状態を維持するように技術員を派遣し、次の業務を実施すること。

注)「POG(Parts・Oil・Greaseの略)契約」とは、定期的な保守(機器・装置の清掃、注油、調整、消耗品の補充・交換等を行うこと)及び定期的な点検(機器・装置の損傷、変形、摩耗、腐食発生音等に関する異常・不具合の有無を調査し、保守及びその他の措置が必要かの判断を行うこと)のみを行い、劣化した部品の取り換えや修理等を含まない契約方式をいう。

2.5.2 作業内容

- (1)点検項目及び作業内容は、「建築保全業務共通仕様書」(国土交通省大臣官房庁営繕部監修)に準じ、ロープ式エレベータについては表5.1「ロープ式エレベータの点検項目及び点検内容」、油圧式エレベータについては表5.1並びに表5.2「油圧式エレベータの点検項目及び点検内容」による。
- (2)受注者は、機械装置の点検を行い、必要に応じて給油、調整及び清掃を行うものとする。
- (3)点検周期は表5.1及び表5.2に示される頻度を標準とし、詳細は特記仕様書によるものとする。なお、周期の表記は、次による。
 - ア 1Mは、1月に1回行うものとする。
 - イ 3Mは、3月に1回以上行うものとする。
 - ウ 6Mは、6月に1回以上行うものとする。
 - エ 1Yは、1年に1回以上行うものとする。

2.5.3 法定点検

受注者は、1年に1回、建築基準法に基づいた法定点検を行い、定められた様式により、点検結果を提出すること。

2.5.4 保守部品等

保守作業時に必要となる交換部品については、企業団が支給するものとする。ただし、消耗品及び雑材料等は、受注者の負担とする。

2.5.5 運転休止

受注者は、点検等の作業に当たり、運転を休止する場合は、その旨を乗り場ごとに表示のうえ行うものとする。

2.5.6 障害保守

障害保守は、障害発生時の対応を含むものとし、本章2.1.4障害保守によるものとする。

表5.1 ロープ式エレベータの点検項目及び点検内容

点検項目	点検内容	周期	備考
1 機械室			
機械室への通行	機械室への通行及び出入りに支障がないことの確認	3 M	
	出入り口扉の施錠の良否の確認	3 M	
室内環境	室内清掃及びエレベータの機能上又は保全の実施上支障のないことの確認	3 M	
	室内又は制御盤内の温度の良否の点検	3 M	
	手巻きハンドルの設置の有無の確認	3 M	
	エレベータに係る設備以外のものの有無を確認	3 M	
主開閉器・受電盤・制御盤・起動盤・信号盤	作動の良否の点検	3 M	
	端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無の点検	1 Y	
	次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 電動機主回路・制御回路・信号回路・照明回路	1 Y	
	主開閉器の操作及び作動の良否の点検	6 M	
	電磁接触器の接点摩耗の有無の点検	6 M	
	制御盤内の清掃	1 Y	
	プリント板汚れ及び冷却ファンの回転状態の異常の有無の点検	6 M	
巻上機	潤滑状態の良否及び油漏れの有無の点検	3 M	
	歯当りの良否を点検する	1 Y	
	回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	
	綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無の点検	1 Y	
	各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
電磁ブレーキ	スリップの異常の有無の点検	3 M	
	ブレーキシュー、アーム及びブランジャーの動作の良否の点検	6 M	
	ブランジャーストロークを点検し、その良否の確認	6 M	
	ブレーキスイッチ接点の脱落、荒損及び摩耗の有無の点検	6 M	
	ブレーキライニングの摩耗の有無の点検	1 Y	
	制動力をチェックし、その良否の点検	1 Y	
そらせ車	ロープ溝の摩耗の有無及び取付け状態の良否の点検	1 Y	
	回転状態の異常の有無の点検	3 M	
	各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
電動機	作動の良否の点検	3 M	
	異常音、異常振動及び異常温度の有無の点検	3 M	
	電動機エンコーダ、パイロットゼネレータの作動の良否の点検	3 M	
	電動機用冷却ファンの作動の良否の点検	3 M	
	各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
かご側调速機	異常音及び異常振動の有無の点検	3 M	
	ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	

点検項目	点検内容	周期	備考
	過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることの確認	1 Y	
	エンコーダの作動の良否の点検	3 M	
	各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
つり合いおもり側調速機	異常音及び異常振動の有無の点検	3 M	
	ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	
	過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることの確認	1 Y	
	エンコーダの作動の良否の点検	3 M	
	各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
機器の耐震対策	地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の良否の点検	1 Y	
主索の緩み検出装置	作動の良否の点検	1 Y	
かご速度検出器	取付け状態の良否の点検	6 M	
	正しく機能していることの確認	6 M	
昇降路との貫通部分	主索及びガバナロープが機械室床の貫通部分と接触していないことの確認	1 Y	
2 かご			
運行状態	加速・減速の良否並びに着床段差及び異常振動の有無の点検	3 M	
かご室の周壁、天井及び床	摩耗、さび、腐食による劣化の有無の点検	3 M	
かごの戸及び敷居	ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無の点検	3 M	
	取付け状態の良否及び戸の隙間の適否の点検	1 Y	
	ビジョンガラスの汚れの有無の点検	3 M	
かごの戸ハンガーローラ	取付け状態及び作動の良否の点検	6 M	
	ハンガーのおどり止めの状態が適切であることの確認	6 M	
かごの戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否の点検	1 Y	
ドアレール	取付け状態の良否の点検	6 M	
	摩耗及びさびの有無の点検	6 M	
かごの戸のスイッチ	取付け状態の良否の点検	6 M	
	作動の良否の点検	3 M	
戸締め安全装置	戸の反転動作機能の良否の点検	3 M	
	ケーブルの取付け状態及び損傷の有無の点検	1 Y	
かご操作盤	作動の良否の点検	3 M	
	取付け状態の良否の点検	3 M	
かご内位置表示灯	球切れの有無の点検	3 M	
外部への連絡装置	呼出し及び通話の良否の点検	3 M	
	装置の異常の有無の点検	3 M	
	電話回線を使用している場合は、電話回線の異常の有無の点検	3 M	
照明	球切れ及びちらつきの有無の点検	3 M	

点検項目	点検内容	周期	備考
照明	照明カバーの取付け状態の良否及び汚れの有無の点検	3 M	
換気扇及びファン	球切れ及びちらつきの有無の点検	3 M	
	照明カバーの取付け状態の良否及び汚れの有無の点検	3 M	
停止スイッチ	作動の良否の点検	3 M	
注意銘板の表示	用途、積載質量(又は積載量)及び最大定員の表示の適否の点検	3 M	
停電灯装置	点灯状態の良否の点検	3 M	
	基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることの確認	1 Y	
各階強制停止装置	作動の良否の点検	6 M	
かご床先と昇降路壁の水平距離	出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかご床先と昇降路壁(乗用又は寝台用エレベータに限る)との水平距離が規定値内にあることの確認	1 Y	
光電装置	作動の良否の点検	3 M	
側部救出口	施錠及びスイッチの作動の良否の点検	1 Y	
専用操作盤(車いす兼用の場合に限る)	取付け状態の良否の点検	3 M	車いす兼用の場合に限る。
	作動の良否の点検	3 M	
鏡及び手すり(車いす兼用の場合に限る)	取付け状態の良否の点検	3 M	車いす兼用の場合に限る。
床合せ補正装置	着床面を基準として規定値内の位置において補正することができることの確認	3 M	
3 かごの周囲・昇降路			
かごの上部の外観	汚れの有無の点検	3 M	
非常救出口	かご外部からの開閉の良否の点検	6 M	
	救出口スイッチを作動させた場合にエレベータが停止することの確認	6 M	
戸の開閉装置	戸の開閉状態及び開閉時間の良否の点検	3 M	
	開閉機構の取付け状態の良否の点検	1 Y	
	軸受の異常音及び異常温度の有無の点検	1 Y	
	駆動チェーン・ベルトのテンション及び伸びの異常の有無の点検	1 Y	
	電動機コンミュテータ、カーボンブラシの荒損及び摩耗の有無の点検	1 Y	
	各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
	ギヤーオイル・グリースの漏れ及び劣化の状態の点検	1 Y	
	各スイッチ接点の摩耗の有無の点検	1 Y	
	制御抵抗管の状態の点検	1 Y	
リタイアリングカム	取付け状態及び作動の良否並びに摩耗の有無の点検	6 M	
かご上安全スイッチ及び運転装置	作動の良否の点検	6 M	
かごつり車及びおもりのつり車	回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	
	ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	
	取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	

点検項目	点検内容	周期	備考
	各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
ガイドシュー又はローラーガイド	取付け状態の良否及び摩耗の有無を点検する	1 Y	
主索及び調速機ロープ	摩耗及びさびの有無の点検	1 Y	
	破断の有無の点検	1 Y	
	取付け状態の良否並びにダブルナット及び割ピンの劣化の有無の点検	1 Y	
	すべての主索が、ほぼ均等な張力であることの点検	6 M	
ガイドレール及びブラケット	取付け状態の良否の点検	6 M	
	さび、変形及び摩耗の有無の点検	1 Y	
はかり装置	作動した場合に警報を発生し、かつ、戸が閉まらないこと	1 Y	
つり合いおもり	取付け状態の良否の点検	6 M	
つり合いおもりの非常止め装置	取付け状態の良否の点検	1 Y	
	非常止め装置に異常のないことの確認	1 Y	
上部ファイナルリミットスイッチ	取付け状態の良否の点検	6 M	
	作動の良否の点検	6 M	
誘導板及びリミットスイッチ	取付け状態の良否の点検	1 Y	
中間つなぎ箱及び配管	ケーブルの取付け状態の良否の点検	1 Y	
	昇降機に直接関係のない配管配線がないことの確認	1 Y	
着床装置	作動の良否の点検	3 M	
給油器	給油機能の状態の点検	6 M	
	油量の適否の点検	6 M	
終端階強制減速装置	作動の良否の点検	1 Y	
昇降路	各出入口敷居下部の保護板の取付け状態の良否の点検	1 Y	
	エレベータに係る設備以外のものの有無の点検	6 M	
	昇降路の亀裂及び損傷の有無の点検	1 Y	
	地震その他の震動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器と接触しない措置が施されていることの確認	1 Y	
4 乗場			
乗場ボタン	乗場呼びの作動の良否の点検	3 M	
	取付け状態の良否の点検	3 M	
位置表示灯	表示灯の球切れの有無の点検	3 M	
非常解錠装置	解錠に支障のないことの確認	1 Y	
乗場の戸及び敷居	ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無の点検	6 M	
	取付け状態の良否及び戸の隙間の適否の点検	1 Y	
	ビジョンガラスの汚れの有無の点検	3 M	
ドアインターロックスイッチ	作動の良否の点検	3 M	
	取付け状態の良否の点検	6 M	
ドアクローザ	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことの確認	6 M	
乗場の戸ハンガーローラ	取付け状態及び作動の良否の点検	1 Y	
	ハンガーのおどり止めの状態が適切であることの確認	1 Y	
ドアクローザ	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことの確認	6 M	

点検項目	点検内容	周期	備考
乗場の戸ハンガーローラ	取付け状態及び作動の良否の点検	1 Y	
乗場の戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否の点検	1 Y	
ドアレール	取付け状態の良否の点検	6 M	
	摩耗及びさびの有無の点検	6 M	
光電装置	作動の良否の点検	3 M	
5 ピット			
環境状況	漏水の有無の点検	3 M	
	汚れ及びエレベータに係る設備以外のものの有無の点検	6 M	
保守用停止スイッチ	作動の良否の点検	1 Y	
非常止め装置	取付け状態の良否の点検	1 Y	
	非常止め装置に異常のないことの確認	1 Y	
非常止めロープ	さび、捩戻り、変形及び劣化の有無並びに巻取りの良否の点検	1 Y	
緩衝器	取付け状態の良否の点検	6 M	
	スプリング又はプランジャーのさびの有無の点検	6 M	
	油入式の場合は、作動油の油量の適否の点検	1 Y	
ガバナロープ用及びその他の張り車	走行中に、異常音の有無の確認	3 M	
	ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	
	ピット床面との隙間の適否の点検	1 Y	
	各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
移動ケーブル	かごの運行時に、揺れ及び捩れに異常のないことの確認	1 Y	
	取付け状態の良否並びに損傷及び劣化の有無の点検	1 Y	
下部ファイナルリミットスイッチ	取付け状態の良否の点検	6 M	
	作動の良否の点検	6 M	
つり合いロープ（鎖）及び取付部	取付け状態の良否及びさび、摩耗、破断、劣化の有無の点検	1 Y	
つり合いおもり底部隙間	かごが最上階に着床している時のつり合いおもりと緩衝器との距離及びかごが最下階に着床している時のかごと緩衝器との距離が規定値にあることの確認	1 Y	
タイダウンセーフティ	取付け状態の良否の点検	1 Y	
耐震対策	地震その他の震動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることの確認	1 Y	
6 戸開走行保護装置			
戸開走行保護装置	戸開走行保護装置（UCMP）の点検	1 Y	
7 付加装置			
地震時管制運転装置	作動の良否の点検	1 Y	
火災時管制運転装置	作動の良否の点検	1 Y	
自家発時管制運転装置	作動の良否の点検	1 Y	
停電時救出運転装置	作動の良否の点検	1 Y	
	バッテリー液に不足がないことの確認	3 M	
オートアナウンス装置	作動の良否の点検	3 M	

点検項目	点検内容	周期	備考
監視盤	表示灯の球切れの有無の点検	3 M	
	スイッチの作動の良否の点検	1 Y	
	連絡装置の呼出し及び通話機能に異常がないことの確認	3 M	
群管理運行状態	作動の良否の点検	1 Y	
群管理制御盤及び信号盤	作動の良否の点検	1 Y	
遠隔監視装置(故障自動通報システム)	作動の良否の点検	1 Y	
8 その他の付加装置			
ピット冠水時管制運転装置	作動の良否の点検	1 Y	
閉じ込め時リスタート運転装置	作動の良否の点検	1 Y	
長尺物振れ管制運転装置	作動の良否の点検	1 Y	
緊急地震速報連動運転装置	作動の良否の点検	1 Y	
自動診断仮復旧運転装置	作動の良否の点検	1 Y	
マルチビームドアセーフティ	作動の良否の点検	3 M	
超音波ドアセーフティ	作動の良否の点検	3 M	
乗場戸遮煙構造	作動の良否の点検	1 Y	
	遮煙構造の機能の確認	1 Y	
かご内防犯カメラ	作動の良否の点検	1 Y	
かご内クーラー	作動の良否の点検	1 Y	

表5.2 油圧式エレベータの点検項目及び点検内容

点検項目	点検内容	周期	備考
1 機械室			
機械室への通行	機械室への通行及び出入りに支障がないことの確認	3 M	
	出入り口扉の施錠の良否の確認	3 M	
室内環境	室内清掃及びエレベータの機能上又は保全の実施上支障のないことの確認	3 M	
	室内または制御盤内の温度の良否の点検	3 M	
	エレベータに係る設備以外のものの有無を確認	3 M	
消火器等	出入り口付近に消火器又は消火砂が設けられていることの確認	1 Y	
	火気厳禁の表示の有無の確認	1 Y	
主開閉器・受電盤・制御盤・起動盤・信号盤	作動の良否の点検	3 M	
	端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無の点検	1 Y	
	次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 電動機主回路・制御回路・信号回路・照明回路	1 Y	
	主開閉器の操作及び作動の良否の点検	6 M	
	電磁接触器の接点摩耗の有無の点検	6 M	
	制御盤内の清掃	1 Y	
	プリント板の汚れ及び冷却ファンの回転状態の異常の有無の点検	6 M	
電動機	作動の良否の点検	3 M	
	異常音、異常振動及び異常温度の有無の点検	3 M	
	電動機エンコーダ及びパイロットゼネレータの作動の良否の点検	3 M	
	電動機用冷却ファンの作動の良否の点検	3 M	
	各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
パワーユニット	圧力計の指示値が正常であることの確認	3 M	
	ポンプの油漏れ及び異常音、異常振動等の有無の点検	3 M	
	駆動ベルトの張力の良否の点検	6 M	
	油圧タンク油量の適否及び油漏れの有無の点検	3 M	
	油圧タンク内油の汚れの有無及び油温の適否の点検	1 Y	
	油圧タンクの取付け状態の良否の点検	1 Y	
	安全弁の作動の良否の点検	1 Y	
	逆止弁の作動の良否の点検	1 Y	
	手動下降弁の作動の良否の点検	1 Y	
	油フィルターの汚れの有無の点検	1 Y	
	電磁バルブの作動の良否の点検	3 M	
	オイルクーラー用冷却ファンの回転状態及び冷却効果の異常の有無の点検	6 M	
	水冷クーラー用冷却水量の適否の点検	1 Y	
	油圧流量コントロールモーターの作動の良否の点検	1 Y	
	油圧流量コントロール装置カムスイッチ接点の磨耗の有無の点検	1 Y	

点検項目	点検内容	周期	備考
圧力配管	油漏れの有無及び継手部の接続の良否の点検	1 Y	
	圧力配管の固定状態の点検	1 Y	
高圧ゴムホース	油漏れの有無及び継手部の接続の良否の点検	3 M	
空転防止装置	既定の時間内に確実に作動することの確認	1 Y	
機器の耐震対策	地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の良否の点検	1 Y	
2 かが			
運行状態	加速・減速の良否並びに着床段差及び異常振動の有無の点検	3 M	
かが室の周壁、天井及び床	摩耗、さび、腐食による劣化の有無の点検	3 M	
かごの戸及び敷居	ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無の点検	3 M	
	取付け状態の良否及び戸の隙間の適否の点検	1 Y	
	ビジョンガラスの汚れの有無の点検	3 M	
かごの戸ハンガーローラ	取付け状態及び作動の良否の点検	6 M	
	ハンガーのおどり止めの状態が適切であることの確認	6 M	
かごの戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否の点検	1 Y	
ドアレール	取付け状態の良否の点検	6 M	
	摩耗及びさびの有無の点検	6 M	
かごの戸のスイッチ	取付け状態の良否の点検	6 M	
	作動の良否の点検	3 M	
戸締め安全装置	戸の反転動作機能の良否の点検	3 M	
	ケーブルの取付け状態及び損傷の有無の点検	1 Y	
かが操作盤	作動の良否の点検	3 M	
	取付け状態の良否の点検	3 M	
かが内位置表示灯	球切れの有無の点検	3 M	
外部への連絡装置	呼出し及び通話の良否の点検	3 M	
	装置の異常の有無の点検	3 M	
	電話回線を使用している場合は、電話回線の異常の有無の点検	3 M	
照明	球切れ及びちらつきの有無の点検	3 M	
	照明カバーの取付け状態の良否及び汚れの有無の点検	3 M	
換気扇及びファン	回転状態の作動の良否の点検	3 M	
	ルーバーの汚れの有無の点検	3 M	
停止スイッチ	作動の良否の点検	3 M	
注意銘板の表示	用途、積載質量(又は積載量)及び最大定員の表示の適否の点検	3 M	
停電灯装置	点灯状態の良否の点検	3 M	
	基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることの確認	1 Y	
各階強制停止装置	作動の良否の点検	6 M	

点検項目	点検内容	周期	備考
かご床先と昇降路壁の水平距離	出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかご床先と昇降路壁(乗用又は寝台用のエレベータに限る)との水平距離が規定値内にあることの確認	1 Y	
光電装置	作動の良否の点検	3 M	
専用操作盤(車いす兼用の場合に限る)	取付け状態の良否の点検	3 M	
	作動の良否の点検	3 M	
鏡及び手すり(車いす兼用の場合に限る)	取付け状態の良否の点検	3 M	
床合せ補正装置	着床面を基準として規定値内の位置において補正することができることの確認	3 M	
ドアゾーン行過ぎ制限装置	作動の良否の点検	1 Y	
3 かごの周囲・昇降路			
かごの上部の外観	汚れの有無の点検	3 M	
非常救出口	かご外部からの開閉の良否の点検	6 M	
	救出口スイッチを作動させた場合にエレベータが停止することの確認	6 M	
戸の開閉装置	戸の開閉状態及び開閉時間の良否の点検	3 M	
	開閉機構の取付け状態の良否の点検	1 Y	
	軸受の異常音及び異常温度の有無の点検	1 Y	
	駆動チェーン・ベルトのテンション及び伸びの異常の有無の点検	1 Y	
	電動機コンミュテータ、カーボンブラシの荒損及び摩耗の有無の点検	1 Y	
	各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
	ギヤーオイル・グリースの漏れ及び劣化の状態の点検	1 Y	
	各スイッチ接点の摩耗の有無の点検	1 Y	
	制御抵抗管の状態の点検	1 Y	
リタイアリングカム	取付け状態及び作動の良否並びに摩耗の有無の点検	6 M	
かご上安全スイッチ及び運転装置	作動の良否の点検	6 M	
ガイドシュー又はローラーガイド	取付け状態の良否及び摩耗の有無の点検	1 Y	
主索及び调速機ロープ	摩耗及びさびの有無の点検	1 Y	
	破断の有無の点検	1 Y	
	取付け状態の良否並びにダブルナット及び割ピンの劣化の有無の点検	1 Y	
	すべての主索が、ほぼ均等な張力であることの点検	6 M	
主索の緩み検出装置	作動の良否の点検	1 Y	
ガイドレール及びブラケット	取付け状態の良否の点検	6 M	
	さび、変形、摩耗の有無の点検	1 Y	
はかり装置	作動した場合に警報を発生し、かつ、戸が閉まらないことの確認	1 Y	
上部ファイナル/	取付け状態の良否の点検	6 M	

点検項目	点検内容	周期	備考
/リミットスイッチ	作動の良否の点検	6 M	
頂部安全距離確保スイッチ	取付け状態の良否の点検	6 M	
	作動させた場合に、頂部安全距離が規定値以上確保できることの確認	6 M	
頂部綱車	回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	
	ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	
	取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	
	各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
誘導板及びリミットスイッチ	取付け状態の良否の点検	1 Y	
中間つなぎ箱及び配管	ケーブルの取付け状態の良否の点検	1 Y	
	昇降機に直接関係のない配管配線がないことの確認	1 Y	
着床装置	作動の良否の点検	3 M	
給油器	給油機能の状態の点検	6 M	
	油量の適否の点検	6 M	
油圧シリンダー及びプランジャー（間接式に限る）	取付けの良否並びに油漏れ、さび、損傷等の劣化の有無の点検	1 Y	間接式に限る
	グラント部汚れ及び油戻しホースの取付け状態の良否の点検	1 Y	
プランジャー離脱防止装置（間接式に限る）	作動の良否の点検	1 Y	間接式に限る
	かごを最上階より微速で上昇させ、プランジャーが離脱防止装置で停止したとき、頂部すき間が規定値以上であることの確認	1 Y	
	プランジャーリミットスイッチの作動の良否の点検	1 Y	
プランジャー頂部綱車（間接式に限る）	回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	間接式に限る
	ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	
	取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	
	各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
昇降路	各出入口敷居下部の保護板の取付け状態の良否の点検	1 Y	
	エレベータに係る設備以外のものの有無の点検	6 M	
	昇降路の亀裂、損傷及び汚れの有無の点検	1 Y	
	地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器と接触しない措置が施されていることの確認	1 Y	
4 乗場			
乗場ボタン	乗場呼びの作動の良否の点検	3 M	
	取付け状態の良否の点検	3 M	
位置表示灯	表示灯の球切れの有無の点検	3 M	
非常解錠装置	解錠に支障のないことの確認	1 Y	
乗場の戸及び敷居	ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無の点検	6 M	
	取付け状態の良否及び戸の隙間の適否の点検	1 Y	
	ビジョンガラスの汚れの有無の点検	3 M	
ドアインターロックスイッチ	作動の良否の点検	3 M	
	取付け状態の良否の点検	6 M	

点検項目	点検内容	周期	備考
ドアクローザ	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことの確認	6 M	
乗場の戸ハンガー ローラ	取付け状態及び作動の良否の点検	1 Y	
	ハンガーのおどり止めの状態が適切であることの確認	1 Y	
乗場の戸連動ロープ 及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並び に取付け状態の良否の点検	1 Y	
ドアレール	取付け状態の良否の点検	6 M	
	摩耗及びさびの有無の点検	6 M	
光電装置	作動の良否の点検	3 M	
環境状況	漏水の有無の点検	3 M	
	汚れ及びエレベータに係る設備以外のものの有無の点検	6 M	
保守用停止スイッチ	作動の良否の点検	1 Y	
非常止め装置	取付け状態の良否の点検	1 Y	
	非常止め装置に異常のないことの確認	1 Y	
かご下綱車	回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	
	ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	
	取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	
	各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
緩衝器	取付け状態の良否の点検	6 M	
	スプリングのさびの有無の点検	6 M	
かごと緩衝器との距離	かごが最下階に着床しているときのかごと緩衝器との距離 が、下降定格速度に応じ、基準内であることの確認	1 Y	
油圧シリンダー	取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	直接式に限る
	グランド部汚れ及び油戻しホースの取付け状態の良否の点検	1 Y	
油圧シリンダー下綱 車	回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	間接式に限る
	ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	
	取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	
	各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
油戻し装置	油漏れの有無及び作動の良否の点検	6 M	
	油フィルターの汚れの有無の点検	1 Y	
ガバナロープ用及び その他の張り車	走行中に、異常音の有無の点検	3 M	
	ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	
	ピット床面との隙間の適否の点検	1 Y	
	各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
かご側调速機	異常音及び異常振動の有無の点検	3 M	
	ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	
	過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基 準値に適合していることの確認	1 Y	
	間接式の場合は、エンコーダの回転状態の異常の有無の点検	1 Y	
	間接式の場合は、各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の 実施	1 Y	
かご速度検出器	取付け状態の良否の点検	6 M	
	正しく機能していることの確認	6 M	
移動ケーブル	かごの運行時に、揺れ及び捩れに異常のないことの確認	1 Y	

点検項目	点検内容	周期	備考
移動ケーブル	取付け状態の良否並びに損傷及び劣化の有無の点検	1 Y	
下部ファイナルリミットスイッチ	取付け状態の良否の点検	6 M	
	作動の良否の点検	6 M	
底部安全距離確保スイッチ	取付け状態の良否の点検	6 M	
	作動させた場合に、頂部安全距離が規定値以上確保できることの確認	6 M	
耐震対策	地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることの確認	1 Y	
6.付加装置			
	表5.1 ロープ式エレベータの点検項目及び点検内容7 付加装置の当該事項による。		

第6節 空調機保守委託

2.6.1 適用範囲

企業団に設置されている空調設備の保守委託に適用する。

2.6.2 作業内容

作業内容は、表6.1「空調機点検項目一覧表」を基に企業団に確認の上、点検検査を行い試運転調整する。なお、点検機器及び点検周期等は、特記仕様書によるものとする。

2.6.3 法定検査

- (1) 受注者は、関係法令に定める定期検査、性能検査等の法定諸事項を行うものとする。
- (2) 法定諸費用は、企業団が負担するものとする。

2.6.4 保守部品等

保守作業時に必要となる交換部品については、企業団が支給するものとする。ただし、消耗品及び雑材料等は、受注者の負担とする。

表6.1 空調機点検項目一覧表

機器・装置名	点検区分	点検項目及び内容
ターボ冷凍機	初期点検 (シーズン始め、暖冷切替時に適用)	1 本体 (1) 外観点検清掃 (2) 蒸発器、凝縮器の点検清掃 (3) コンデンサーフロート室の点検清掃 (4) ジテーターの点検清掃 (5) ミニマムヘッドコントローラの点検清掃 (6) ベーンコントロール、メカニカルシール及びベーンリンケージの状態確認 (7) オイルフィルタ及び冷媒フィルタ(フロン11のみ)の交換 (8) 抽気装置の点検清掃(フロン11のみ) (9) 冷媒の点検(補充) (10) 試運転調整 (11) 保護装置の動作確認 (12) 潤滑油系統の点検及びオイル交換(フロン11のみ) (13) エジェクターストレナーの交換(フロン11のみ) (14) デミスターの点検(フロン11のみ) (15) 冷媒抽出投入(フロン11のみ) 2 測定試験 (1) 圧力計の校正試験(フロン12のみ) (2) 気密試験(圧力試験、真空試験) (3) 絶縁抵抗測定 (4) 電流値測定 (5) 安全弁動作試験(フロン12のみ) 3 電源盤及び操作盤の点検
	期末点検 (シーズンの終、運転休止時に適用)	1 本体 (1) 外観点検清掃 (2) 冷媒及びオイルの抽出(フロン11のみ) (3) 冷媒封入及び漏洩試験(フロン12のみ)
	中間点検 (シーズン中に適用)	1 本体 (1) 振動、異音、異臭、加熱の確認 (2) 潤滑油の量及び漏油の確認 (3) 本体及び配管の漏気及び漏水の確認 (4) 計器の指示値確認 (5) 表示灯の状態確認 (6) 冷媒の状態確認 (7) 試運転調整 (8) 保護装置の動作確認(フロン12のみ) (9) 漏洩試験(フロン12のみ)
スクリーン 冷凍機	初期点検 (シーズン始め、暖冷切替時に適用)	1 本体 (1) 外観点検清掃 (2) コンデンサチューブの毛ブラシ清掃、水室、液面計点検及び清掃 (3) 潤滑油系統の点検及び油クーラ毛ブラシ清掃(オイル交換)

機器・装置名	点検区分	点検項目及び内容
スクリーン冷凍機	初期点検 (シーズン始め、暖冷切替時に適用)	(4)容量制御系統点検及び清掃(冷媒補充) (5)冷媒系統点検及び清掃 (6)保護装置の動作確認 (7)試運転調整
	期末点検 (シーズンの運転休止時に適用)	1 本体 (1)外観点検清掃 (2)蒸発器、凝縮器の点検 (3)潤滑油系統の点検、油量確認 (4)容量制御系統外観点検 (5)冷媒系統外観点検 (6)試運転調整 2 電源盤及び操作盤の点検
	中間点検 (シーズン中に適用)	1 本体 (1)振動、異音、異臭、加熱の確認 (2)潤滑油の量及び漏油の確認 (3)本体及び配管の漏気及び漏水の確認 (4)計器の指示値確認 (5)表示灯の状態確認 (6)試運転調整
チラーユニット	初期点検 (シーズン始め、暖冷切替時に適用)	1 本体 (1)外観点検清掃 (2)エアフィルタ、ドレンパンの点検清掃 (3)冷却器、凝縮器の点検清掃 (4)送風ファン、Vベルト及び電動機の点検 (5)三方弁装置の動作確認 (6)冷温水コイルの循環清掃 (7)冷媒の点検(補充) (8)潤滑油系統の点検(補充) (9)保護装置の動作確認 (10)試運転調整 2 測定試験 (1)電流値測定 (2)絶縁抵抗測定 (3)圧力計の校正試験
	期末点検 (シーズンの終、運転休止時に適用)	1 本体 (1)外観点検清掃
	中間点検 (シーズン中に適用)	1 本体 (1)振動、異音、異臭、加熱の確認 (2)潤滑油の量及び漏油の確認 (3)本体及び配管の漏気及び漏水の確認

機器・装置名	点検区分	点検項目及び内容
		(4) 計器の指示値確認 (5) 表示灯の状態確認
エアハンドリングユニット	初期点検 (シーズン始め、暖冷切替時に適用)	1 本体 (1) 外観点検清掃 (2) ヒーター、送風ファン及び電動機の点検 (3) Vベルトの点検 (4) エアフィルタ、エリミネータの点検清掃 (5) 加湿器のノズル、ドレンパンの点検清掃 (6) 空気ダクトの点検 (7) 三方弁の点検 (8) 配管及び弁類の点検 (9) 電気集塵機の動作確認 (10) グリスの交換 2 測定試験 (1) 電流値測定 (2) 絶縁抵抗測定
	期末点検 (シーズンの運転休止時に適用)	1 本体 (1) 外観点検清掃 (2) ヒーター、送風ファン及び電動機の点検 (3) Vベルトの点検 (4) エアフィルタ、エリミネータの点検清掃 (5) 空気ダクトの点検 (6) 三方弁の点検 (7) 配管及び弁類の点検 (8) 電気集塵機の動作確認
パッケージエアコン (マルチ)	定期点検 (室外機)	1 本体 (1) 外観点検清掃 (2) 防振、配管接続、周囲環境点検 (3) 各端子、クランクケースヒーター点検 (4) 送風機点検 (5) フィンコイル点検 (6) 制御機器点検作動試験 2 測定試験 (1) 電圧値測定 (2) 電流値測定 (3) 絶縁抵抗測定 (4) 圧力測定 (5) 温度測定
	定期点検 (室内機)	1 本体 (1) 外観点検清掃 (2) 防振、配管接続、周囲環境点検 (3) Vベルトの点検

機器・装置名	点検区分	点検項目及び内容
パッケージエアコン (マルチ)	定期点検 (室内機)	(4) エアフィルタ及びフィンコイル点検清掃 (5) 送風機点検 (6) 制御機器点検作動試験 2 測定試験 (1) 温度測定
	定期点検 (室内機) 空気清浄 ユニット付	1 本体 (1) 外観点検清掃 (2) 防振、配管接続、周囲環境点検 (3) Vベルトの点検 (4) フィンコイル点検 (5) アフィルタ点検清掃 (6) 電気集塵エレメント洗浄及び点検(集塵部、イオン化部) (7) 制御機器点検作動試験 2 測定試験 (1) 温度測定
パッケージエアコン (標準)	定期点検	1 本体 (1) 外観点検清掃 (2) 防振、配管接続、周囲環境点検 (3) 各端子、クランクケースヒーター点検 (4) 送風機の軸受点検 (5) Vベルトの点検 (6) フィンコイル点検 (7) エアフィルタ点検清掃 (8) ドレンパン点検清掃及び排水の状況 (9) 制御機器点検作動試験 (10) ロールフィルタ巻取り状態及び作動状態(装置付の場合) 2 測定試験 (1) 電圧値測定 (2) 流値測定 (3) 絶縁抵抗測定 (4) 圧力測定 (5) 温度測定
空気清浄機	定期点検	1 本体 (1) 外観点検清掃 (2) 据付状態の点検 (3) エアフィルタ点検清掃 (4) 脱臭フィルタ交換 (5) 電気集塵エレメント洗浄及び点検(集塵部、イオン化部) (6) 制御機器点検作動試験
全熱交換器	定期点検	1 本体 (1) 外観点検清掃 (2) 据付状態の点検

機器・装置名	点検区分	点検項目及び内容
全熱交換器	定期点検	(3) フィルタ清掃 (4) 熱交換エレメント清掃 (5) 制御機器点検作動試験 (6) ドレンパン点検清掃及び排水の状況 (7) 加湿材清掃
(滴下浸透気化式)加湿器	定期点検	1 本体 (1) 外観点検清掃 (2) 据付状態点検 (3) フィルタ清掃 (4) 給水ストレーナ清掃 (5) 加湿材清掃 (6) ドレンパン清掃 (7) 制御機器点検作動試験
加湿器 (パン型式)	定期点検	1 本体 (1) 水槽及びヒーター部点検及び清掃 (2) 据付状態点検 (3) ボールタップ作動状態点検 (4) 給水バルブ水量調整
電気集塵機	定期点検	1 本体 (1) 外観点検点検及び清掃 (2) フィルタ清掃 (3) 集塵機の洗浄及び清掃 (4) 運転動作点検
フィルタ HEPA ユニット	定期点検	1 本体 (1) プレフィルタ点検及び清掃 (2) 中性能フィルタの点検 (3) 据付状態点検 2 測定点検 (1) 差圧データ測定

第7節 無線通信設備保守委託

2.7.1 適用範囲

企業団が保有する無線通信設備の保守委託に適用する。

2.7.2 作業内容

作業内容は、表7.1「無線通信設備点検項目一覧表」を基に企業団に確認のうえ、行うものとする。なお、点検機器及び点検周期等は、特記仕様書によるものとする。

2.7.3 保守部品等

保守作業時に必要となる交換部品については、企業団が支給するものとする。ただし、消耗品及び雑材料は、受注者の負担とする。

表 7 . 1 無線通信設備点検項目一覧表
1 無線通信設備

点検項目	点検内容	定期点検対象項目			備 考
		データ	給水地点 アナログ	給水地点 デジタル	
総合	1 清掃及び外観点検 2 各部電圧測定 3 受信入力電界測定 4 対向 S / N 測定 5 各部入出力レベル測定 6 通話試験 7 総合動作試験 8 機能確認 9 障害検出				装置取付状況含む ループ試験を含む
空中線系	1 空中線設置状況 2 V S W R 測定 3 デハイドレータ点検 4 直流抵抗測定				V S W R = 定在波比
監視制御系	1 装置外観及び電源電圧 2 警報試験 3 信号表示試験 4 制御動作試験 5 監視項目表示出力試験		○ ○	○	
送信部	1 装置外観及びメーキング 電源電圧 2 送信周波数測定・監視項目試験 3 送信出力試験 4 スプリアス輻射強度測定 5 標準変調入力感度測定 6 歪み率測定 7 最大周波数偏移測定 8 隣接チャンネルへの漏洩電力測定 9 占有周波数帯域測定 10 送信スペクトラム 11 切替動作確認試験				
受信部	1 受信感度測定 2 局発周波数偏差測定 3 スプリアス感度測定 4 帯域幅測定 5 総合歪み及び雑音測定 6 スケルチ特性測定及び試験 7 リミッタ電流測定 8 A G C 特性試験 9 B E R 測定及び警報発動点確認				AGC = 自動利得制御 BER = ビットエラーレート

2 端局設備

点検項目	点検内容	備考
総合	1 清掃及び外観点検 2 各部電圧測定 3 表示灯動作確認 4 切替動作確認 5 警報動作確認 6 総合動作確認	対向
TDM装置	1 P L O周波数測定 2 出力波形確認（ A M I 出力） 3 雑音測定	P L O = 位相同期発振器
TDM対向	1 音声出力レベル測定 2 周波数特性測定 3 無線通信時雑音測定 4 信号送受信確認 5 B E R測定 6 チャンネルループ試験 7 M P C一括ループ試験 8 登録データ確認 9 C L K警報履歴確認 10 個別警報確認 11 通話試験	B E R = ビットエラーレート M P C = 多重制御
光通信装置	1 光入出力測定 2 入出力波形測定 3 光動作マージン測定 4 警報試験 5 L D M O N電圧測定	受信
一斉連絡装置	1 レベル測定 2 呼出機能試験 3 通話試験	自局及び対向 対向

3 その他装置、付属機器

(1) 直流電源装置

本章第3節表3.1「直流電源装置・無停電電源装置点検項目一覧表」に準拠する。

(2) 空調設備

本章第6節表6.1「空調機点検項目一覧表」に準拠する。

第8節 I T V保守委託

2.8.1 適用範囲

企業団が保有するI T V設備の保守委託に適用する。

2.8.2 作業内容

作業内容は、表8.1「I T V点検項目一覧表」を基に企業団に確認のうえ行うものとする。なお、点検機器及び点検周期等は、特記仕様書によるものとする。

2.8.3 保守部品等

保守作業時に必要となる交換部品については、企業団が支給するものとする。ただし、消耗品及び雑材料等は、受注者の負担とする。

表 8 . 1 I T V点検項目一覧表

機器・装置名	点検項目及び内容
1 カメラ	(1) 外観及び内部高圧部分の点検清掃 (2) ケーブルの破損、接栓及び終端の状態確認 (3) ビーム量、フォーカス、バックフォーカスの点検調整 (4) 映像レベル、画面の歪み及び汚れの状態確認 (5) ショックテストによる異常の有無確認
2 レンズ	(1) レンズ面の点検清掃 (2) レンズの取付状態確認 (3) 自動絞り機構の動作状態確認 (E - E 付レンズ) (4) 電動ズームレンズリモート操作機構の動作確認 (5) 手動によるズームレンズの動作確認 (6) 絞り機構、フォーカス機構の動作状態確認 (固定レンズ)
3 モニタ	(1) 外観、ブラウン管面及び内部高圧部分の点検清掃 (2) ケーブルの破損、接栓及び終端の状態確認 (3) 解像度、ノイズ等の画質状態確認 (4) ブラウン管エミ減の状態確認 (5) ブライトネス、コントラストの状態確認 (6) 水平、垂直同期の安定状態確認 (7) ショックテストによる異常の有無確認
4 カメラケース	(1) 外観点検清掃 (2) 前面ガラスの破損の有無状態 (3) ケース及び配線の取付状態確認 (4) ケースの腐食、水漏れ状態確認 (5) リモート操作によるワイパー動作状態及びワイパーアーム部の破損状態確認 (6) ヒーター及びデフロスター機構の動作状態確認
5 電動雲台	(1) 外観点検清掃 (2) ケーブルの破損、接栓及び終端の状態確認 (3) 回転範囲 (角度)、速度等の状態確認 (4) オートバンニング機構の動作状態確認 (5) 機構部のグリスアップ
6 操作卓・その他	(1) 外観点検清掃 (2) ケーブルの破損、接栓及び終端の状態確認 (3) 各種スイッチ及び表示灯の動作状態確認

第9節 電食防止装置等保守委託

2.9.1 適用範囲

企業団の導水管及び送水管の電食調査（管対地電位測定等）委託及びマクロセル腐食防止装置保守委託に適用する。

2.9.2 作業内容

(1) 導水管電食調査

電食調査（管対地電位測定等）委託の作業内容は、指定する箇所（管）の管対地電位測定、干渉調査、排流器及び直流電源装置点検を行う。なお、測定計器はEPR高感度記録計及びデータロガーとする。

ア 管対地電位測定

- ・測定時間 10分間
- ・チャートスピード 20mm / 分

イ 干渉調査

- ・他団体設置の外部電源装置による干渉の有無、状況を調査する。

ウ 排流器点検

- ・排流電流、線路対地電位及び管対地電位を測定する。
- ・測定時間 10分間・24時間
- ・チャートスピード 20mm / 分・20mm / 時
- ・データロガー測定データ数 1データ / 秒（24時間測定時）

エ 直流電源装置点検

調整前の出力電圧・電流及び管対地電位（排流点）を測定（24時間測定）し、必要に応じて出力調整を行い、調整後の出力電圧・電流及び管対地電位（排流点）を測定する。

(2) マクロセル腐食防止装置保守

マクロセル腐食防止装置保守委託の作業内容は、直流電源装置の点検、プローブ電流測定及び管対地電位測定を行う。なお、測定計器はEPR高感度記録計及びデータロガーとする。

ア 直流電源装置点検

各測定点の電位の確認を行った後、出力電圧及び出力電流を測定する。必要に応じて出力の調整を行い、調整後の出力電圧及び出力電流を測定する。

イ プローブ電流測定

プローブ電流を測定し、防食効果を確認する。

ウ 管対地電位測定

- ・測定時間 電位確認1分間・10分間
- ・チャートスピード 20mm / 分

2.9.3 報告書の提出

業務終了後は速やかに「測定報告書」を提出しなければならない。

第10節 クレーン保守委託

2.10.1 適用範囲

企業団に設置されているクレーン設備の保守委託に適用する。

2.10.2 業務委託の範囲

本委託の範囲は、労働安全衛生法及びクレーン等安全規則等関係法令に基づくクレーンの定期自主検査及び、点検整備、荷重試験、各種測定とする。

性能検査受検対象時には、法令に基づく労働基準監督署又は検査代行機関が行う性能検査に際し、点検整備、荷重試験、各種測定等も含め、検査に関する一切の事務並びに検査時における諸作業を行うものとする。

2.10.3 作業内容

作業内容は、「天井クレーンの定期自主検査指針」(社団法人日本クレーン協会)によるものとする。

2.10.4 手数料

性能検査受検に伴う手数料は、企業団が負担するものとする。

第11節 浄化槽保守委託

2.11.1 適用範囲

企業団に設置されている浄化槽の保守委託に適用する。

2.11.2 作業内容

作業内容は、表11.1「浄化槽点検項目一覧表」により、点検、検査を行うものとする。

2.11.3 保証期間

浄化槽の機能の保証期間は、保守点検の終了日より次回の保守点検日までとする。

表 11.1 浄化槽点検項目一覧表

No.	点検項目	点検内容
1	清掃及び整頓	(1) 流入ポンプ槽の異物を除去及びスクリーンを清掃 (2) 曝気槽内の汚物を除去 (3) 沈澱槽内、流入堰センターウエル部等のスカム除去 (4) 放流ポンプ槽等の清掃 (5) 送風機室内の清掃及び整頓
2	機械的な点検	(1) 回転軸受部の温度確認 (2) ボルト、ネジ等の増締め (3) ベルトの張り調整 (4) 回転機の異常音の有無確認
3	電氣的な点検	(1) 操作盤内のビス等の増締め (2) 玉切れの有無確認 (3) 電磁開閉機、接点部の焼損摩耗等の有無確認 (4) 断線の有無確認 (5) 回転機の電流測定 (6) 機器の絶縁測定 (7) 操作回路のシーケンスチェック
4	水質検査	(1) 現場で行う簡易検査 水温() 水素イオン濃度 pH 透視度(度) 汚泥沈澱率 SV(%、1000m、30分) 残留塩素(mg /) (2) 持ち帰って行う精密検査 浮遊物質量 SS(mg /) 生物科学的酸素要求量 BOD(mg /) 科学的酸素要求量 COD(mg /) 水素イオン濃度 pH 透視度(度) 大腸菌群数(個 / m)
5	消耗品の補給及び給油	(1) 潤滑油等の給油は機器の仕様に基づいて行うものとする (2) 滅菌用薬剤(ハイクロン、塩素、次亜塩素酸ソーダ)等の補給 (3) 表示灯用電球、ヒューズ、Vベルト等の補充を行う
6	支給品	点検項目No.5(1)、(2)、(3)は企業団が支給する

第12節 消防用設備保守委託

2.12.1 適用範囲

企業団に設置されている消防用設備の保守委託に適用する。

2.12.2 作業内容

作業内容は、消防法令で定められた点検基準に従って作業を行うものとする。

2.12.3 受注者負担事項

業務実施に必要な消耗材料等は、受注者の負担とする。また、粉末消火器等の消火剤詰替のために、所定の場所から移動したままにする場合は、代替を必要数設置すること。

2.12.4 受注者負担外事項

消防用設備等の補修、修繕及び改良工事の費用は、受注者の負担外とする。

2.12.5 提出書類

受注者は、点検の結果を消防法に基づく書式により報告しなければならない。また、点検の結果、修繕、取替の必要を認めた箇所、項目も併記すること。

第13節 除塵設備保守委託

2.13.1 適用範囲

飯泉及び社家取水管理事務所に設置されている除塵設備の保守委託に適用する。

2.13.2 作業内容

作業内容は、表13.1「除塵設備点検表」を基に企業団に確認のうえ行うものとする。なお、点検機器及び点検周期等は、特記仕様書によるものとする。

2.13.3 保守部品等

保守作業時に必要となる交換部品については、企業団が支給するものとする。ただし、消耗品及び雑材料等は、受注者の負担とする。

表13.1 除塵設備点検表

機器・装置名	点検項目	点検内容
除塵機	巻上げ関係 走行関係 付属品	1 レーキローラ、レーキアーム、エプロン摩耗損傷点検 2 スクレーパー摩耗損傷点検 3 ブレーキ磨耗損傷点検 4 手動、電動切替装置点検 5 各軸受部損傷点検給油 6 切替装置、減速機点検（電動機含む） 7 ワイヤー素線切れ調査 8 深度計点検 9 車輪、車軸点検調整 10 チェーン、スプロケット点検グリス塗布 11 集中給油装置点検作動
コンベア	搬出用	1 駆動軸、従動軸点検調整 2 各軸受部損傷点検給油 3 ローラチェーン及び滑車損傷点検グリス塗布 4 コンベアチェーン損傷点検グリス塗布 5 洗浄装置の点検 6 コンベアベルト、キャリアローラー、リターンローラの点検 7 ベルトクリーナー・ベッドクリーナー点検
貯留槽	搬出コンベア付属品	1 本体・ゲートの点検 2 駆動軸、従動軸点検調整 3 各軸受部損傷点検給油 4 ローラチェーン及び滑車損傷点検グリス塗布 5 コンベアチェーン損傷点検グリス塗布 6 開閉装置・重量検知機点検 7 配水管点検 8 チェーンブロック点検、動作試験 9 天井換気扇点検、動作試験
電気関係	除塵機コンベア盤	1 ケーブルルール装置点検 2 シーケンサー、エンコーダー装置点検 3 盤内機器接触器3Eリレー、点検動作試験 4 各リミットスイッチ、点検調整動作試験 5 照明機器類点検 6 各機動作電流値測定 7 各機絶縁抵抗測定
全 体		1 走行レール、スクリーン、コンベアカバー、サイドカバー等の損傷の点検 2 各ボルト・ナット類ゆるみ損傷点検

第14節 電話設備保守委託

2.14.1 適用範囲

企業団が保有する電話設備の保守委託に適用する。

2.14.2 作業内容

作業内容は、表14.1「電話設備点検項目一覧表」を基に企業団に確認のうえ行うものとする。なお、点検機器及び点検周期等は、特記仕様書によるものとする。

2.14.3 保守部品等

- (1) 表14.2記載の項目については、企業団が負担するものとする。
- (2) 保守作業時に必要となる交換部品については、企業団が支給するものとする。
ただし、消耗品及び雑材料等は、受注者の負担とする。

表14.1 電話設備点検項目一覧表

点検項目	点検内容	備考
1 外観	<p>(1) 装置架台及び各部の緩みの有無を点検する。</p> <p>(2) 装置架台及び各部の汚損、損傷、腐食等の有無を点検する。</p> <p>(3) 固定金具の劣化、固定ボルト等の緩みの有無を点検する。</p> <p>(4) エアフィルターの汚れ、目詰まり等のうむを点検する。</p> <p>(5) 各部品、プリント基板、配線等の汚損、損傷、過熱、変色等の有無を点検する。</p>	
2 機能 中央処理系 通話路系 (装置が接続されているもの)	<p>(1) 障害表示試験は、システムの稼働に影響しない範囲の擬似障害（ファンアラーム、試験電話機のロックアウト等）を発生させ、警報表示及び障害情報を確認する。</p> <p>(2) メモリー及びハード時計のメモリーバックアップ電池の出力テストポイントを有する場合には、出力が正常であることを確認する。</p> <p>(1) 可聴信号試験は、電話機より各種機能接続を行い、各種可聴信号を確認する。</p> <p>(2) 局線表示盤試験は、運用中のランプ点灯状態を確認する。</p> <p>(3) 局線トランク試験は、次により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全局線（専用線を含む）の発信接続を行い、誤接続の有無及び通話品質の確認をする。 ・ 全局線（専用線を含む）の着信接続を行い、応答を確認する。 <p>(4) ページング試験は、内線電話機より特番をダイヤルし、ページングトランクの捕捉、呼出音声の状態を確認する。</p> <p>(5) 各種音声ガイダンスの通話品質を確認する。</p> <p>(6) ファンの入力電圧、センサー動作、回転状況が正常であることを確認する。</p>	
3 電源装置	<p>(1) 電源部（整流装置）の充電状態を点検する。</p> <p>(2) 蓄電池の損傷、漏液、汚損等の有無を点検する。また、バッテリーの電圧、液量の確認及び比重点検を行う。</p> <p>(3) 交換機内部電源にテストポイントを有する場合には、電圧を確認する。</p>	
4 入出力装置	<p>(1) 保守コンソール試験を次により行う。なお、自己診断機能がある時は当該手順に基づき点検する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保守コンソールが印字機能を有する場合には任意コマンドを投入し出力メッセージの印字状態を確認する。 ・ キーボードの汚れ及びランプの点灯状態を確認 <p>(2) 通話料金管理機能の動作確認を行う。</p> <p>(3) 補助記憶装置としてFDD等を装備している機種の場合には、FDD等の試験はTESTコマンドを投入し動作を確認する。また、新しいファイルを挿入し、ライトコマンドを投入し動作を確認する。</p>	
5 付属機器等	<p>(1) MDF等の各端子の取付け状態を点検する。</p> <p>(2) 内線電話機の試験は試験内線より発信接続を行い、誤接続の有</p>	

点検項目	点検内容	備考
	<p>無及び通話品質の確認を行う。また、試験内線への着信接続を行い着信音、鳴動及び応答確認を行う。</p> <p>(3) 多機能電話機の試験は下記により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験多機能電話機より発信接続を行い、誤接続の及び通話品質の確認を行う。また、試験多機能内線への着信接続を行い、着信音、鳴動及び応答確認を行う。 ・試験多機能電話機でファンクションキー、ダイヤルキーの操作状態及び各機能の試験を行い、機能を確認すると共に表示の確認を行う。 	
6 運転環境	保守コンソールで障害ロギングを出力・分析を行う。	
7 設置環境	<p>(1) 交換機室の温度、湿度等が規定の範囲内であることを確認する。</p> <p>(2) 異常音及び異臭の有無を点検する。</p>	
8 データの追加、変更等 (注1)	レイアウト変更などに伴う電話番号の管理。	必要に応じて実施。
9 局線中継台	送信受信等の機能試験、ランプテスト、扱者トランク試験、機能選択スイッチ試験。	
10 夜間転送装置	送信受信等の機能試験、ランプテスト、扱者トランク試験、機能選択スイッチ試験。	

(注1) 設定変更作業は、定期点検の際に実施可能な作業量の範囲内とする。

表14.2 企業団負担項目一覧表

項目		
1 電話機	2 蓄電池	3 メモリーのバックアップ電池

注意：上記の項目について交換が必要な場合は、企業団が負担もしくは支給する。
各項目とも抵抗、コンデンサ、ダイオード、ヒューズ等の部品は除く。

第15節 次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守委託

2.15.1 適用範囲

企業団が保有する次亜塩素酸ナトリウム注入設備の保守委託に適用する。

2.15.2 作業内容

受注者は、次亜塩素酸ナトリウム注入設備が最良の状態で作働できるよう、定期的に保守を行わなければならない。

作業内容は、表15.1「次亜塩素酸ナトリウム注入設備点検項目一覧表」を基に企業団に確認のうえ行うものとする。なお、点検機器及び点検周期等は、特記仕様書によるものとする。

2.15.3 保守部品等

保守作業時に必要となる交換部品については、企業団が支給するものとする。

ただし、消耗品及び雑材料等は、受注者の負担とする。

表15.1 次亜塩素酸ナトリウム注入設備点検項目一覧表

機器・装置名	点検項目	点検内容
全体		(1) 各部の清掃及び締付ボルトのゆるみ確認 (2) 発錆、汚れ、破損の状態確認
注入ポンプ		(1) グランド部の液漏れの状態確認 (2) 電動機、駆動部用ベルトの状態確認 (3) ドレンバルブの状態確認
	ポンプ本体	(1) ロータ、ドライブシフト ----- 目視 (2) カップリングロッド ----- " (3) ジョイントピン ----- 直径、重量測定 (4) ジョイント部漏油チェック (5) ステータ表面の摩耗、傷のチェック (6) 各注入機の能力測定
電磁流量計	計器等含む	(1) 状態確認(異音、異臭、発熱等の確認)
貯留槽		(1) 状態確認(外観、目視による沈下の有無等)
その他	配管各弁類	(1) 状態確認(配管継手の漏液の有無等)

第16節 酸注入設備保守委託

2.16.1 適用範囲

企業団が保有する酸注入設備の保守委託に適用する。

2.16.2 作業内容

受注者は、酸注入設備が最良の状態で作働できるように、保守を行わなければならない。
作業内容は、表16.1「酸注入設備点検項目一覧表」を基に企業団に確認のうえ行うものとする。なお、点検機器及び点検周期等は、特記仕様書によるものとする。

2.16.3 保守部品等

保守作業時に必要となる交換部品については、企業団が支給するものとする。
ただし、消耗品及び雑材料等は、受注者の負担とする。

表16.1 酸注入設備点検項目一覧表

工種	点検内容	伊勢原	相模原	西長沢	綾瀬
貯蔵槽点検	塗装剥離、腐食、漏液、損傷等の状態点検				
	締め付けボルトのゆるみの点検				
	板厚測定(基準点)				
	吸気塔点検(シリカゲルの状態確認)				
	マグネット式液位計点検(漏液、動作状況確認)				
	電極式液位計点検(動作状態確認)				
	電波式液位計点検(動作状態確認)				
	ミストセパレータ点検				
小出槽点検	塗装剥離、腐食、漏液、損傷等の状態点検				
	締め付けボルトのゆるみの点検				
	板厚測定(基準点)				
	吸気塔点検(シリカゲルの状態確認)				
	マグネット式液位計点検(漏液、動作状況確認)				
	電極式液位計点検(動作状態確認)				
	電波式液位計点検(動作状態確認)				
注入機点検	振動、異音、異臭、腐食、漏液、損傷等の状態点検				
	締め付けボルトのゆるみの点検				
	電磁流量計点検(漏液、動作状態確認)				
	入口弁動作点検				
	接点付圧力計、連成計の動作点検				
	電動弁動作確認				
	希釈水流量計点検(漏水、流量指示確認、フィルター清掃)				
移送ポンプ・槽 入替ポンプ点検	振動、異音、異臭、腐食、漏液、損傷等の状態点検				
	動作点検				
	絶縁、電流測定				
給水ポンプ点検	振動、異音、異臭、腐食、漏液、損傷等の状態点検				
	動作点検				
	絶縁、電流測定				
	グランドパッキン交換				
	吸込チャッキ弁用ゴム交換				
	軸受用オイル交換				
廃液ポンプ点検	振動、異音、異臭、腐食、漏液、損傷等の状態点検				
	動作点検				
	絶縁、電流測定				
配管・弁類点検	振動、異音、異臭、腐食、漏液、損傷等の状態点検				
	受入れノズル				
	ストレーナ				
	硫酸配管				
	混合器、弁類				
	スプリングリターン弁				
	給水配管				

第17節 追加次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守委託

2.17.1 適用範囲

企業団が保有する追加次亜塩素酸ナトリウム注入設備の保守委託に適用する。

2.17.2 作業内容

受注者は、追加次亜塩素酸ナトリウム注入設備が最良の状態で稼働できるよう、定期的に保守を行わなければならない。

作業内容は、表17.1及び表17.2を基に企業団に確認のうえ行うものとする。

なお、点検機器及び点検周期等は、特記仕様書によるものとする。

2.17.3 保守部品等

保守作業時に必要となる交換部品については、企業団が支給するものとする。

ただし、消耗品及び雑材料等は、受注者の負担とする。

表17.1 追加次亜塩素酸ナトリウム注入設備点検項目一覧表（希釈水注入方式）

機器・装置名	点検項目及び内容
全体	(1) 各部の清掃及び締め付けボルトの緩み確認 (2) 発錆、汚破損、漏液及び漏水の有無確認 (3) 異音及び異臭の有無確認
次亜貯蔵槽	(1) 電極式液位計の点検（動作状態確認） (2) 電波式液位計の点検（動作状態確認） (3) 板厚測定（基準点）
次亜小出槽	(1) 電極式液位計の点検（動作状態確認） (2) 電波式液位計の点検（動作状態確認） (3) 板厚測定（基準点）
次亜注入機	(1) 注入量及び真空圧の確認 (2) 定量ポンプ実流量試験 (3) インジェクターの分解点検清掃 (4) コントロールの開閉動作確認 (5) 圧力計の比較校正 (6) 電磁流量計の校正
残留塩素計（無試薬形）	[週例点検] (1) サンプリング及びドレン水流量の確認 (2) 手分析値との照合 (3) ゼロ点・スパン校正（計器誤差が大きい場合実施） [精密点検（3ヶ月毎）] (1) 外観一般、傷、汚れ (2) 液槽部分の損傷、ヒビ割れ (3) サンプリング、試薬、ドレン等の配管系等 (4) サポート具合（各配管、電線管等） (5) 接続部及び締付具合 (6) セラミックピース及び測定槽清掃（補充、取替含む） (7) 白金回転電極（研磨、交換） (8) スリップリング・ブラシ間抵抗
差圧伝送器	(1) 導圧管内エア抜き (2) 零点調整及び入出力特性試験
動力盤及び制御盤	(1) 設定注入率及び注入量の確認 (2) 指示計の点検・調整 (3) シーケンス試験及び警報試験
給水加圧ポンプ	(1) メカニカルシールの状況 (2) 給水圧力計の校正 (3) 絶縁抵抗測定及び電流測定
次亜移送ポンプ	(1) 吐出、吸込バルブ点検 (2) ダイヤフラムの点検 (3) オイルの交換 (4) 絶縁抵抗測定及び電流測定
移送ポンプ	(1) バルブ開閉試験 (2) メカニカルシールの状況

機器・装置名	点検項目及び内容
移送ポンプ	(3) 吐出圧力計校正 (4) 絶縁抵抗測定及び電流測定
採水ポンプ	(1) メカニカルシールの状況 (2) 絶縁抵抗測定及び電流測定
排液ポンプ	(1) メカニカルシールの状況 (2) バルブ開閉試験 (3) オイルの交換 (4) 絶縁抵抗測定及び電流測定
配管・弁類	(1) 状態確認

表17.2 追加次亜塩素酸ナトリウム注入設備点検項目一覧表（原液注入方式）

機器・装置名	点検項目及び内容
全体	[通常点検] (1) 各部の清掃及び締め付けボルトの緩み確認 (2) 発錆、汚破損、漏液及び漏水の有無確認 (3) 異音及び異臭の有無確認
次亜貯蔵槽	[通常点検] (1) 外観の確認 [精密点検] (1) 電極式液位計の点検（動作状態確認） (2) 電波式液位計の点検、校正（動作状態確認） (3) 板厚測定（基準点）
次亜注入機	[通常点検] (1) 各駆動部の確認 (2) 注入量及び回転数の確認 [精密点検] (1) コントローラによる制御確認 (2) 現場及び中央からの制御・操作確認 (3) 実流量試験 (4) 電磁流量計の校正 (5) 無注入検知器の動作確認 (6) 圧力計の比較校正
残留塩素計（無試薬形）	[通常点検] (1) サンプルング及びドレン水流量の確認 (2) 手分析値との照合 (3) ゼロ点・スパン校正（計器誤差が大きい場合実施） (4) 外観、傷、汚れの確認 (5) 液槽部分の損傷、ヒビ割れの確認 (6) 各配管、電線管等の確認 [精密点検] (1) 接続部及び締付具合の確認 (2) セラミックピース及び測定槽清掃（補充、取替含む） (3) 白金回転電極の研磨

機器・装置名	点検項目及び内容
	(4) ブラシとスリップリングの点検(ブラシ配線端子～回転軸間の抵抗測定含む)
動力盤及び制御盤	[精密点検(6ヶ月毎)] (1) 設定注入率及び注入量の確認 (2) シーケンス試験及び警報試験 (3) タッチパネルの動作及び機能確認
採水ポンプ	[精密点検(6ヶ月毎)] (1) 吐出圧力計指示の確認 (2) 絶縁抵抗測定及び電流測定
配管・弁類	[通常点検] (1) 状態確認 (2) 次亜注入配管注入機～注入点までの漏液等状態確認
監視制御設備	[精密点検(12ヶ月毎)] (1) スイッチ、ランプの機能確認 (2) 装置内外部の清掃 (3) バックアップ用バッテリーの点検又は交換 (4) 各種機能確認 (5) 付属機器の動作確認 (6) アナログ、デジタル入出力の精度及び機能確認 (7) 伝送ケーブルの状態確認

第18節 ろ過池ろ層調査委託

2.18.1 適用範囲

企業団西長沢浄水場、相模原浄水場、伊勢原浄水場、綾瀬浄水場（以下、それぞれ、「西長沢」、「相模原」、「伊勢原」、「綾瀬」という。）ろ過池ろ層調査委託に適用する。

2.18.2 作業内容

- (1) ろ層調査
- (2) ろ材調査
- (3) 業務報告書の作成

2.18.3 作業計画の提出

受注者は、作業計画を第1章1.2.2業務計画書へ記載し、企業団へ2部提出すること。

2.18.4 業務報告

現場写真は、作業前、作業中及び作業後の要所について撮影し、アルバムに整理して企業団に提出すること。

2.18.5 事故防止

ろ過池昇降の際は、高所作業に準じ、墜落制止用器具着用等による墜落事故防止対策をとること。

2.18.6 衛生管理

受注者は、第1章1.2.9衛生管理に基づき、ろ過池内部に入る場合は、事前に資機材等を十分消毒すること。

2.18.7 ろ層調査

(1) 目的

- ア アンスラ層厚・砂層厚・砂利層の過不足確認
- イ 砂利層の不陸状況確認

(2) 測定箇所と名称

- ア 流入側（相模原は排水ゲート側）から見て、右をA側、左をB側とする。
- イ 西長沢、綾瀬、伊勢原は図1.1、相模原は図1.2を参照する。

(3) 測定方法

- ア トラフ～アンスラ層面 120(90)箇所/池 西長沢・綾瀬
- イ トラフ～砂層面 120(90)箇所/池
- ウ トラフ～砂利層面 120(90)箇所/池

砂層厚を測定し、イと加算しても良い。

エ 西長沢、綾瀬は図2.1、相模原、伊勢原は図2.2を参照する。

オ ろ層の設計値は、表1を参照する。

(4) 層厚の確認

- ア アンスラ層厚 西長沢、綾瀬

(ア) トラフ～砂層表面のA側平均から、トラフ～アンスラ表面のA側平均を減じて、A側のアンスラ層厚平均を求める。B側も同様に求める。

(イ) アンスラ層厚平均を設計値と比較して、層厚の過不足(mm)と現存量(m^3)を求める。なお、層厚が20%以上減っていたときには、アンスラ補充が必要と明記すること。

イ 砂層厚

(ア) トラフ～砂利層面のA側平均から、トラフ～砂層面のA側平均を減じて、A側の砂層厚平均を求める。B側も同様に求める。

(イ) 砂層厚平均を設計値と比較して、層厚の過不足と現存量を求める。なお、層厚が10%減したときにろ層厚補充が必要と明記すること。

ウ 砂利層厚

(ア) トラフ～ろ床設計値からトラフ～砂利層面のA側平均を減じて、A側の砂利層厚平均を求める。B側も同様に求める。

(イ) 砂利層厚平均を設計値と比較して、層厚の過不足と現存量を求める。

(5) 3D等高線グラフと不陸状況の確認

ア アンスラ層3D等高線グラフ 西長沢、綾瀬

トラフ～アンスラ層面計測値により、A側とB側に分けて層面の3D等高線グラフを作成する。

イ 砂層3D等高線グラフ

トラフ～砂層表面計測値により、A側とB側に分けて層面の3D等高線グラフを作成する。

ウ 砂利層3D等高線グラフ(不陸図)

トラフ～砂利層表面計測値により、A側とB側に分けて3D等高線グラフ(不陸図)を作成する。

不陸図のもとになった計測値は表で示す。設計値から $\pm 50\text{mm}$ 以上離れた計測値のセルは色を付け、不陸とみなす。

2.18.8 ろ材調査

(1) 目的

ア ろ材の汚れ状況の確認

イ アンスラとろ過砂の有効径と均等係数の確認

(2) ろ材調査サンプル採取箇所

ア ろ材調査のサンプル採取は、1池当り8検体とする(2箇所から4検体採取する)。

イ 採取箇所は、西長沢、綾瀬、伊勢原については図1.1、相模原については図1.2を参照する。

ウ 検体採取は、西長沢、綾瀬については図2.1、相模原、伊勢原については図2.2を参照する。

(3) ろ材試験項目

水道用濾材(JWWA A103-2006)の規格に従い、下記の項目について実施する。

ア 洗浄濁度試験

イ 付着物試験

(ア) 濁度

(イ) 付着物質(重量)

(ウ) 汚泥容積

ウ 凝着物試験

塩酸可溶率

エ ふるい分け試験

(4) 調査結果

調査結果は、水道用濾材（JWWA A103-2006）の選定標準と比較し、測定値が選定基準の数値を上回る場合には、その旨を記載すること。ただし、選定標準の数値がない付着物試験に関しては不要である。

	洗浄濁度	付着物			凝着物 塩酸 可溶率	ふるい分け			
		濁度	付着物質 (重量)	汚泥容積		有効径	均等係数	最大径	最小径
ろ過砂	30度以下	規格に基準値の記載なし			3.5% 以下	0.45 ~	1.7以下	2.0mm 以下	0.3mm 以下
アンスラ サイト						0.70 ~ 1.50mm			

2.18.9 L（ろ層厚）/ D（調和平均径）の確認 相模原、伊勢原

(1) 目的

L（ろ層厚）/ D（調和平均径）が800以上であることを確認する。

(2) 方法

ア 「調和平均径と有効径及び均等係数との関係」のグラフを使用して、均等係数から調和平均径 / 有効径の値を求め、その値に有効径を乗じて調和平均径を求める。

イ L（ろ層厚）/ D（調和平均径）を算出する。L / Dが800を下回る場合にはその旨を記載すること。

ウ 均等係数と有効径は、ろ材調査試験で求めたA側各層の値を相加平均した値とし、ろ層厚は、ろ層圧調査で求めたA側の砂層厚の値として、L / Dを算出する。B側も同様とする。

「調和平均径と有効径及び均等係数との関係」：水道施設設計指針5.6.6ろ過砂及び砂層の厚さ

2.18.10 業務報告書の作成

業務報告書に次の項目を記載すること。

(1) ろ過池ごとの考察

下記の項目について、ろ過池ごとに考察する。

ア ろ材試験

(ア) 洗浄濁度試験

(イ) 付着物試験

(ウ) 凝着物試験

(エ) ふるい分け試験

(オ) まとめ

イ ろ層厚調査

(ア) アンスラサイト層厚

(イ) ろ過砂層厚

(ウ) ろ過砂利層不陸

(エ) L（ろ層厚）/ D（調和平均径） 伊勢原、相模原

(オ) まとめ

(2) その他の考察

その他、特記事項があれば記載すること。

(参考) 測定箇所数

1 ろ層調査測定箇所及び、ろ材調査サンプル採取地点

図1. 1 西長沢・伊勢原・綾瀬

- ①ろ層厚調査 測定点：A側5行12列60箇所、B側5行12列60箇所、計120箇所
- ②ろ材調査 サンプル採取箇所：A側1箇所、B側1箇所、計2箇所

	A 1	A 2	A 3	A 4	A 5	流入側	B 1	B 2	B 3	B 4	B 5
S 1	トラフ					排水側	トラフ				
	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所		測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所
S 2	トラフ						トラフ				
	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所		測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所
S 3	トラフ						トラフ				
	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所		測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所
S 4	トラフ						トラフ				
	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所		測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所
S 5	トラフ						トラフ				
	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所		測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所
S 6	トラフ						トラフ				
	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所		測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所
S 7	トラフ						トラフ				
	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所		測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所
S 8	トラフ						トラフ				
	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所		測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所
S 9	トラフ						トラフ				
	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所		測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所
S 10	トラフ						トラフ				
	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所		測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所
S 11	トラフ						トラフ				
	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所		測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所
S 12	トラフ						トラフ				
	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所		測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所

測定箇所 : サンプル採取箇所

図1. 2 相模原

- ①ろ層厚調査 測定点：A側5行9列45箇所、B側5行9列45箇所、計90箇所
- ②ろ材調査 サンプル採取箇所：A側1箇所、B側1箇所、計2箇所

	A 1	A 2	A 3	A 4	A 5	排水ゲート	B 1	B 2	B 3	B 4	B 5
S 1	トラフ					原水弁	トラフ				
	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所		測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所
S 2	トラフ						トラフ				
	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所		測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所
S 3	トラフ						トラフ				
	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所		測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所
S 4	トラフ						トラフ				
	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所		測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所
S 5	トラフ						トラフ				
	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所		測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所
S 6	トラフ						トラフ				
	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所		測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所
S 7	トラフ						トラフ				
	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所		測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所
S 8	トラフ						トラフ				
	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所		測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所
S 9	トラフ						トラフ				
	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所		測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所	測定箇所

測定箇所 : サンプル採取箇所

2 ろ層厚調査測定方法及びろ材調査サンプル採取箇所

図 2 . 1 西長沢・綾瀬

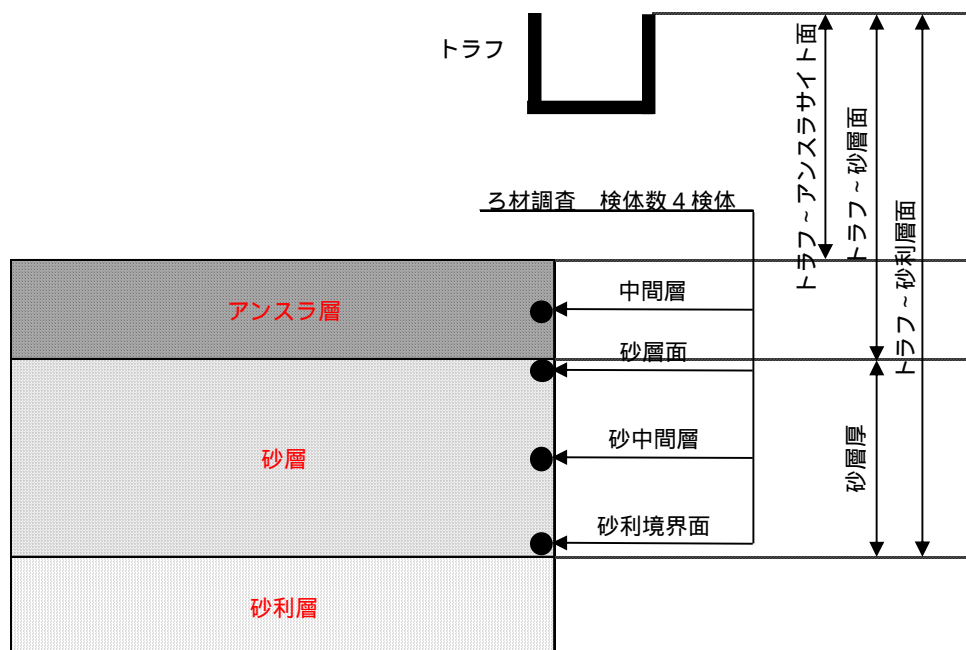


図 2 . 2 相模原・伊勢原

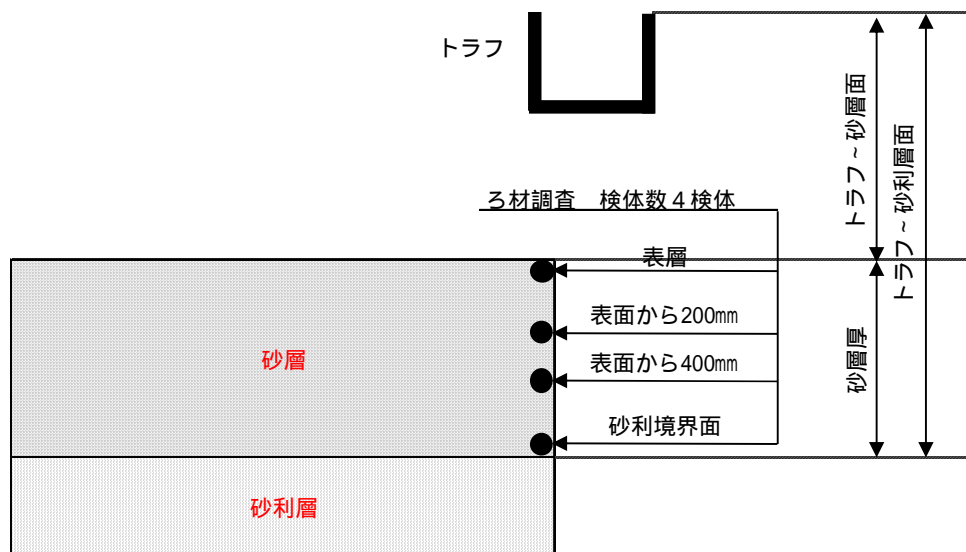


表 1 ろ層の設計値

設計値 (mm)	西長沢	綾 瀬	相模原	伊勢原
トラフ～アンスラ層面	850	900		
トラフ～砂層面	1,050	1,150	700	650
トラフ～ろ過砂利層面	1,450	1,600	1,400	1,350
トラフ～レオパルドブロック	1,650	1,900	1,650	1,600
アンスラ層厚	200	250		
砂層厚	400	450	700	700
砂利層厚	200	300	250	250

第19節 給水地点制御機器保守委託

2.19.1 適用範囲

企業団が保有する給水地点制御の保守委託に適用する。

2.19.2 作業内容

作業内容は、表19.1「給水地点制御機器点検項目一覧表」を基に企業団に確認のうえ行うものとする。なお、点検機器及び点検周期等は、特記仕様書によるものとする。

2.19.3 保守部品等

保守作業時に必要となる交換部品については、企業団が支給するものとする。ただし、消耗品及び雑材料等は、受注者の負担とする。

表19.1 給水地点制御機器点検一覧表

1 制御機器

機器・装置名	点検項目	点検内容
調節計	外観点検	(1) 腐食及び破損の確認 (2) ほこり及びその他の汚れの清掃 (3) 外部接続端子の腐食及び緩みの確認 (4) 電子部品及びプリント基板の変色、変形の確認 (5) 内部配線及びコネクタの確認
	測定試験等	(1) 設定値の確認 (2) 指示特性試験 (3) 警報試験 (4) 組み合わせ試験 (5) 電流・電圧測定 (6) アレスタ絶縁抵抗測定 (7) 測定状態復帰及び運転の確認
	部品交換	(1) 消耗部品の交換
積算計	外観点検	(1) 腐食及び破損の確認 (2) ほこり及びその他の汚れの清掃 (3) 外部接続端子の腐食及び緩みの確認 (4) 電子部品及びプリント基板の変色、変形の確認 (5) 内部配線及びコネクタの確認 (6) 流量積算カウンター及び表示部の確認
	測定試験等	(1) 模擬入力に対する積算値確認・測定 (2) 出力動作確認 (3) 電流・電圧測定 (4) 測定状態復帰及び運転の確認
	部品交換	(1) 消耗部品の交換

2 無停電電源装置

本章第3節表3.1「直流電源装置・無停電電源装置点検項目一覧表」に準拠する。

第 3 章 排水処理設備管理委託

第3章 排水処理設備管理委託

第1節 排水処理運転管理委託

3.1.1 適用範囲

企業団の各浄水場排水処理設備の運転管理委託に適用する。

3.1.2 業務委託の範囲

業務の範囲は、各浄水場排水処理施設（放流水処理設備を含む）に設置された各機器設備の運転操作、監視、点検整備、データ収集、記録、薬品の受入れ、ケーキの搬出に関する作業等、排水処理施設の運転管理業務全般とする。

ただし、返送ポンプの運転操作、維持管理は含まないものとする。

3.1.3 設備等の使用

企業団は、受注者が業務委託を実施するため、次の設備等を使用させるものとする。

(1) 伊勢原浄水場

ア 排水処理棟（管理室等、脱水設備、搬送設備、ホッパー設備）

イ 排水池

ウ 排泥池

エ 濃縮槽

オ 排水槽

カ 消石灰棟

キ 放流水処理設備（薬品注入設備を含む）

ク ア～キの設備に付帯する設備等

(2) 西長沢浄水場

ア 排水処理本館（スラッジ打込み設備）

イ 排水池

ウ 排泥池

エ 濃縮槽

オ 二次濃縮装置

カ 加温用ボイラー

キ 排水処理棟（管理室、脱水設備、搬送設備、ホッパー設備）

ク ろ液槽

ケ ア～クの設備に付帯する設備等

(3) 綾瀬浄水場

ア 排水処理本館（管理室、水質試験室等を含む）

イ 排水池

ウ 排泥池

エ 濃縮槽

オ 受泥槽

カ 洗浄・換気装置

キ 排水処理棟（脱水設備、搬送設備、ホッパー設備）

ク ア～キの設備に付帯する設備等

(4) 相模原浄水場

ア 排水処理本館（管理室等を含む）

- イ 排水池
- ウ 排泥池
- エ 濃縮槽
- オ 排水処理棟(脱水設備、搬送設備等)
- カ ホッパー設備
- キ 放流水処理設備
- ク ア～キの設備に付帯する設備等

3.1.4 運転管理

- (1) 受注者は、企業団の作成する運転計画に基づき、運転管理を効率的に実施するとともに、本章3.1.2業務委託の範囲に含まれる業務を、適正かつ安全に行わなければならない。
- (2) 企業団は、本運転計画にかかわらず、浄水処理計画、設備状況等を勘案し、作業予定量及び運転形態の変更若しくは運転の中止を別途指示することができる。
- (3) 受注者は、次に定める運転条件に基づいて運転管理をしなければならない。
 - ア 設備の運転は、特記仕様書に定める作業時間内において、通常運転系列数で連続して行う作業を通常とする。
なお、通常運転系列数は、特記仕様書に定める。
 - イ 脱水ケ - キの含水率は、特記仕様書によるものとする。
 - ウ 放流水処理設備からの放流水については、浄水場に定められた排水基準を遵守するよう十分な水質管理を行わなければならない。
- (4) 受注者は、運転管理上必要な各種記録及び点検整備を行わなければならない。
なお、測定項目及び点検整備項目は、特記仕様書に定める。

3.1.5 点検整備作業等

- (1) 受注者は、運転計画に基づき点検整備計画を作成し、企業団の承諾を得なければならない。
ただし、企業団は運転計画の変更が生じ、本点検整備計画の実行に支障がある場合は、本点検整備計画を変更させることができる。
- (2) 受注者は、運転実施中、機器設備の故障等あるいは企業団の都合により運転形態の変更及び運転の休止が生じた場合は、別途協議する各種測定及び設備の点検整備または復旧修繕作業を実施しなければならない。

3.1.6 強化運転

- (1) 強化運転とは、スラッジ量の増加又はその見込みに伴う通常運転を超えての運転であって、次の事項に掲げるものをいう。
 - ア 時間内強化運転
特記仕様書に定める作業時間で通常運転を超える系列の運転をいう。
 - イ 時間外強化運転
特記仕様書に定める作業時間以外の運転をいう。
- (2) 受注者は、企業団から強化運転実施の要請を受けた場合には、速やかに従業員その他の条件を整備してこれに応ずるものとする。

3.1.7 設備保守

特記仕様書に定める作業時間外において行う点検整備又は軽微な復旧作業をいう。

3.1.8 作業従事者

受注者は、第1章1.2.4作業従事者に定めるほか、次の事項について遵守するものとする。

- (1) 受注者は、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者を作業従事者として配置するものとする。
- (2) 受注者は、配置する作業従事者について書面により本業務委託契約の締結後、速やかに企業団の承諾を得るものとする。また、その変更がある場合も同様とする。
- (3) 受注者は、現場に常駐し、他の作業従事者を統括するとともに、企業団との連絡調整の任に当たる者として、業務責任者を選任しなければならない。業務責任者は、業務に関する一切の責任を負うものとする。
- (4) 企業団は、業務責任者及び作業従事者について、業務の実行に著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対しその事由を明示して変更を求めることが出来るものとする。

3.1.9 支給品及び貸与品

- (1) 企業団は、受注者に対し、次のものを支給するものとする。

ア 伊勢原浄水場

- (ア) ポリ塩化アルミニウム
- (イ) 消石灰
- (ウ) 水質試験用薬品

イ 西長沢浄水場

- (ア) 水質試験用薬品
- (イ) 清缶剤
- (ウ) ボイラー用塩
- (エ) 炭酸ガス

ウ 相模原浄水場

- (ア) ポリ塩化アルミニウム
- (イ) 消石灰
- (ウ) 水質試験用薬品
- (エ) 清缶剤
- (オ) ボイラー用塩
- (カ) 炭酸ガス

エ 綾瀬浄水場

- (ア) 水質試験用薬品

- (2) 各種測定及び設備の点検整備又は復旧修繕作業に必要な測定器具、工具類等は、受注者の負担とし、企業団が必要と認める設備類は、貸与するものとする。
- (3) 支給品及び貸与品の受渡し、保管方法は、第1章1.2.13支給品及び貸与品によるものとする。

3.1.10 消耗品

業務に係る消耗品は、受注者の負担とする。

ただし、企業団が必要と認める消耗品は除くものとする。

3.1.11 補修及び修繕

受注者は、機器点検の結果、補修、修繕の必要がある場合又は故障が発生した場合は、

直ちに企業団に報告するとともに、軽易な補修、修繕については、受注者が適切な措置を行うものとする。

3.1.12 報告書等の提出

- (1) 受注者は、運転日報、日常点検記録、点検整備記録を作成し、企業団に提出するとともに、毎月の業務結果についても同様に書面をもって報告するものとする。
- (2) 運転日報、日常点検記録及び点検整備記録は、作業日ごとに提出するものとする。

3.1.13 安全衛生事故防止

- (1) 受注者は、事故防止のため必要な保安措置を行い、安全管理者を定めるとともに建物内の火元責任者を定め、本業務委託契約の締結後、速やかに企業団の承諾を得るものとする。
- (2) 受注者は、業務に関して作業員の労働安全衛生管理組織を明確にし、本業務委託契約の締結後、速やかに企業団の承諾を得るものとする。
- (3) 前第1号及び第2号の内容に変更が生じた場合は、その都度届け出るものとする。
- (4) 受注者は、常に排水処理施設内及びその付近の清掃、整理に努めるとともに事故防止のため十分な監視を行うものとする。
ただし、床面のワックス塗布及び窓ガラス清掃等の定期清掃については、企業団が別途行うものとする。

第2節 排砂処理運転管理委託

3.2.1 適用範囲

社家取水管理事務所排砂処理設備の運転管理委託に適用する。

3.2.2 業務委託の範囲

業務の範囲は、排砂処理設備に設置した沈砂池排砂設備ポンプユニットから排出土ホッパーまでの、付随する各機器の運転操作監視、点検整備、データ収集、記録並びに脱水土の搬出に関する連絡等の排砂処理設備運転管理業務全般とする。

3.2.3 設備等の使用

企業団は、受注者が業務委託を実施するため、次の設備等を使用させるものとする。

- (1) 沈砂池排砂（揚砂）設備（走行台車、横行台車、揚砂ポンプユニット、操作室等）
- (2) 排砂スクリーン、排砂ピット、濃縮槽（掻寄機、ポンプ等）
- (3) 排砂処理棟（受電、配電、監視、制御、操作等各盤、照明、空調）
- (4) 加圧脱水機設備（濃縮排砂槽、圧入ポンプ、流量計、濃度計、空気源、脱水機、ろ布洗浄装置、解砕機）
- (5) 排出土搬出設備（各コンベア、ホッパー、ロ - ドセル）
- (6) (1) ~ (5) の付帯設備

3.2.4 運転管理

- (1) 受注者は、企業団の作成する運転計画に基づき、運転管理を効率的に実施するとともに、3.2.2業務委託の範囲に含まれる業務を、適正かつ安全に行わなければならない。
- (2) 受注者は、脱水機を昼間連続して運転管理しなければならない。
- (3) 受注者は、脱水土の搬出に当たり、次の事項について遵守しなければならない。
 - ア 受注者は、脱水土の搬出に当たり、企業団が定める期日までに計画を立案し、企業団に提示するものとする。また、計画に変更がある場合は、速やかに企業団に連絡するものとする。
 - イ 脱水土の積込作業中、周辺に飛散した脱水土は、速やかに清掃するものとする。
- (4) 受注者は、運転管理上必要な次の各種記録及び点検整備を行わなければならない。
 - ア 記録
 - (ア) 脱水土生産量
 - (イ) 脱水土搬出量
 - (ウ) その他運転管理上必要なもの
 - イ 点検整備項目、方法及び頻度については、特記仕様書によるものとする。

3.2.5 点検整備作業等

- (1) 受注者は、企業団の定める維持管理計画に基づき設備の点検整備等を行うとともに、必要に応じ直ちに運転出来るように設備の維持管理に努めなければならない。
- (2) 受注者は、運転実施中、機器設備の故障等あるいは企業団の都合により運転形態変更及び運転の休止が生じた場合は、別途協議する各種測定及び設備の点検整備又は復旧修繕作業を実施しなければならない。

3.2.6 作業従事者

受注者は、第1章1.2.4作業従事者に定めるほか、次の事項について遵守するものとする。

- (1) 受注者は、機器設備の運転操作、電気工作物の維持管理等の技術に習熟した作業従事者を配置するものとする。
- (2) 受注者は、配置する作業従事者について書面により本業務委託契約の締結後、速やかに企業団の承諾を得るものとする。また、その変更がある場合も同様とする。

3.2.7 補修及び修繕

受注者は、機器点検の結果、補修、修繕の必要がある場合又は故障が発生した場合は、直ちに企業団に報告するとともに、軽易な補修、修繕については受注者が適切な措置を行うものとする。

3.2.8 報告書等の提出

- (1) 受注者は、運転日報、日常点検記録、点検整備記録を作成し、企業団に提出するとともに、毎月の業務結果についても同様に書面をもって報告するものとする。
- (2) 運転日報、日常点検記録及び点検整備記録は、作業日ごとに提出するものとする。

3.2.9 安全衛生事故防止

- (1) 受注者は、事故防止のため必要な保安措置を行い、安全管理者を定めるとともに建物内の火元責任者を定め、本業務委託契約の締結後、速やかに企業団の承諾を得るものとする。
- (2) 受注者は、本業務委託に関して作業員の労働安全衛生管理組織を明確にし、本業務委託契約の締結後、速やかに企業団の承諾を得るものとする。
- (3) 前第1号及び第2号の内容に変更が生じた場合は、その都度届け出るものとする。
- (4) 受注者は、常に排砂処理施設内及びその周辺の清掃、整理に努めるとともに、事故防止のため十分な監視を行うものとする。

ただし、床面のワックス塗布及び窓ガラス清掃等の定期清掃については、企業団が別途行うものとする。

第3節 排出土運搬処分委託

3.3.1 適用範囲

飯泉及び社家取水管理事務所排砂処理設備から排出される排出土の運搬処分委託に適用する。

3.3.2 業務委託の範囲

業務の範囲は、排砂処理設備から出る排出土の積込み、処分場まで運搬して処分する一連の作業を行うものとする。

3.3.3 運搬計画書の提出

本委託の実施に当り、契約後速やかに、企業団が定める事項を記載した運搬計画書を提出するものとする。運搬計画書への記載事項については特記仕様書で定めるものとする。

3.3.4 運搬業務及び作業

- (1) 排出土の積込みは、排砂処理設備のホッパーにより行うものとし、ホッパーの操作は、排砂処理運転管理委託受注者又は企業団が行うものとする。
- (2) 排出土の運搬に当たっては、過積載とならないように注意し、排出土が飛散、流出の恐れがない車両を使用するものとする。
- (3) 排出土積込みの際、飛散した排出土については速やかに清掃し、ホッパーの周辺を常に清潔な状態に維持するものとする。
- (4) 受注者は、企業団又は排砂処理運転管理委託受注者から配車の連絡を受けたときは、速やかに配車するものとする。また緊急時における連絡先を明らかにしておくとともに、緊急時にも運搬出来る体制とするものとする。

3.3.5 処分場の変更

本業務委託履行期間内に処分場が変更になる場合は、企業団の承諾を得るものとする。また、その場合は契約単価の変更を行わないことを原則とするものとする。

3.3.6 運搬処分量の検収

排出土運搬処分量の検収は、ホッパースケールの計量表示等により確認を行うものとする。

3.3.7 業務委託の休止

業務の休止期間は、排砂処理の運転状況を勘案して企業団がこれを定め、事前に受注者に通知するものとする。

3.3.8 報告書の提出

受注者は、処分場の状況、その他企業団が特に必要とする事項について、定期的に書面により報告するものとする。

3.3.9 その他

受注者は、排出土の運搬中あるいは処分中において、業務上不都合が生じた場合には、直ちに企業団に報告し、その対策を協議するものとする。

第4節 塵芥運搬委託

3.4.1 適用範囲

飯泉及び社家取水管理事務所の除塵設備から発生する、塵芥の運搬業務委託に適用する。

3.4.2 業務委託の範囲

業務の範囲は、除塵設備から発生する塵芥の積込み、最終処分場までの運搬、荷卸し作業及び塵芥の乾燥作業とする。

3.4.3 運搬業務及び作業

- (1) 積込作業とは、除塵設備周辺に設置された、ホッパーコンベアにて積み込む作業をいう。
- (2) 乾燥作業とは、除塵設備から搬出される塵芥のうち、特に多量の水分が含まれているものについて、受注者が自己の責任において、最終処分出来る状態まで乾燥させる作業をいう。
- (3) 塵芥運搬に当たっては、過積載とならないように注意するとともに塵芥が飛散落下する恐れのない車両を使用するものとする。
- (4) 塵芥積込の際、飛散した塵芥については速やかに清掃し、常に清潔な状態を維持するものとする。
- (5) 受注者は、処分場に到着後、塵芥の搬入荷卸しに当たっては、処分場係員の指示に従い適切にこれを行うものとする。
- (6) 受注者は、塵芥の運搬中あるいは処分場において、業務上不都合を生じた場合には、直ちに企業団に連絡するものとする。

3.4.4 運搬量の検収

運搬量の検収は、し渣ホッパーに付随している重量計等により行うものとする。

第4章 清掃管理委託

第4章 清掃管理委託

4.1.1 適用範囲

企業団本庁舎、各浄水場本館及び排水処理棟等の清掃管理委託に適用する。

4.1.2 業務委託の範囲

業務の範囲は、特記仕様書に記載された「清掃作業基準表」による。

4.1.3 作業時間

- (1) 作業時間は、午前8時から午後5時までとする。
- (2) 作業上、上記時間内以外に作業を行う必要がある場合には、企業団の承諾を得るものとする。

4.1.4 日常清掃

- (1) 休日及び企業団の指定する日を除く日に行う。
- (2) 事務室等は、始業前に終了させるものとする。
- (3) 管理室及び試験室等の清掃については、企業団職員の業務に支障がないよう十分注意するものとする。
- (4) 事務室及び会議室の清掃は、マット、椅子等容易に移動出来るものは移動させ、ゴミ、ほこりが飛散しないよう清掃するものとする。
- (5) 便所は、便器、洗面器、床面等を洗浄し、絞りモップ等で水を十分拭きとるものとする。
- (6) 女子便所の汚物については、容器から取り出して処分し、容器は水洗いするものとする。
- (7) 便所のトイレトーパー及び手洗い用石鹼液は、常にその補充に注意するものとする。
- (8) ゴミの処理（くずかごのゴミ及び灰皿の吸い殻）に当たっては可燃性のものと不燃性のものに分けて処分するものとする。

4.1.5 定期清掃

- (1) 企業団の指定する日に行う。
- (2) 床面清掃は、マット、椅子等移動出来るものは、移動し、床面の塵埃を取り除いた後、各々の床面に適した洗浄を行い、乾燥後床面に適した水性ワックスを塗布し、仕上げるものとする。

4.1.6 構内清掃

構内清掃は、企業団の指定する範囲（構内及び外周道路、門、外周柵周辺）のゴミ・落ち葉等の除去清掃を行うものとする。

4.1.7 窓ガラス清掃

窓ガラス清掃は、窓ガラスの内外面とも濡れ雑巾等で汚れを拭き取った後、乾いた布等で仕上げるとともに、窓枠の塵埃についても除去するものとする。

4.1.8 作業従事者

受注者は、第1章1.2.4作業従事者に定める他、次の事項について遵守するものと

する。

- (1) 受注者は、日常清掃を担当する常勤の作業従事者について、名簿又は履歴書の写し等を提出し、企業団の承諾を得るものとする。
また、その変更がある場合も同様とする。
- (2) 受注者は、作業従事者を統括するとともに、企業団との連絡調整の任に当たる者として、作業長を選任するものとする。

4.1.9 支給品

企業団は、受注者に次の物品を支給するものとする。

- (1) トイレットペーパー
- (2) 手洗い用石鹸

4.1.10 作業従事者控室の貸与

作業従事者控室として、企業団が指定する部屋を貸与するものとする。

第5章 調整池及び沈でん池等清掃委託

第5章 調整池及び沈でん池等清掃委託

5.1.1 適用範囲

企業団各浄水場の調整池（浄水池）並びに沈でん池（原水渠、薬原水渠、フロック形成池、沈でん池及び集水渠）等の清掃委託に適用する。

5.1.2 作業内容

（1）調整池（浄水池）清掃

調整池床面の堆積物及び柱、壁面の付着物を高圧洗浄機、トンボ等により、排水ピットまで掻き集め、池外に排除すること。

（2）沈でん池清掃

堆積した汚泥を、高圧洗浄機、トンボ、汚泥吸排車等により排泥ピットまで掻き集め、排水処理施設へ移送する。また、フロキュレータ回転翼及び掻き寄せ機等に付着し汚泥についても、放水等により洗浄すること。

5.1.3 業務報告

業務報告は、記録写真を作業前、作業中及び作業後の要所について撮影し、アルバムに整理して企業団へ提出すること。

5.1.4 事故防止

受注者は、第1章1.2.8.4事故防止に定めるほか、沈でん池内、薬原水渠等への昇降の際は、高所作業に準じ、墜落制止用器具着用等による墜落事故防止対策を行うこと。

第6章 造園整備委託

第6章 造園整備委託

6.1.1 適用範囲

企業団の施設管理用地の造園整備委託に適用する。

6.1.2 委託範囲

業務の範囲は、各管理用地の芝生、樹木の手入れ、除草等の作業を行うものとする。

なお、実施項目は、特記仕様書によるものとする。

6.1.3 実施方法

(1) 手入れによって発生した芝、枝等は散乱しないように集積し、受注者の責任において速やかに搬出処分すること。

なお、処分についてはマルチング材や肥料としての有効利用を図ること。

(2) 機械芝刈工

芝刈りは不陸のないように仕上げ、縁取りを整えること。

(3) 人力除草工

芝生地及び植え込み内を手抜きで除草すること。

(4) 樹木手入工

立木、生け垣、寄せ植えは形がくずれないように整枝または刈り込みを行うこと。

(5) 病虫害防除・駆除工

ア 樹木の状態及び散布すべき時期を考慮して行うこと。

イ 散布する時は風のない日を選び、周囲に飛散しないように留意すると共に、特に重要施設への散布はシート等で覆い、作業開始前には必ず企業団の承諾を受けること。

ウ 薬剤を混合するに当たっては、殺虫剤と展着剤を良く混合して散布すること。

エ 薬剤を散布するときは肌の露出を避け、マスク等を装着して散布すること。

オ 薬剤は、普通物を使用すること。

(6) 機械除草工

杭及び構造物等に損傷を与えないよう注意すること。

(7) 安全施設設置工

道路に面した場所、車輛及び人等の出入りのある場所で作業する場合は、保安施設を設置すること。

6.1.4 業務報告

業務報告は、記録写真を作業前、作業中及び作業後の要所について撮影し、アルバムに整理して企業団へ提出すること。

第7章 正門管理委託

第7章 正門管理委託

7.1.1 適用範囲

企業団の浄水場及び取水管理事務所の正門管理委託に適用する。

7.1.2 作業内容

本委託は、企業団の発注する場・所等の正門での入退出者の確認管理等を行うとともに、異状時においては適切な対処をするものとする。

7.1.3 実施時間

- (1) 月曜日から金曜日までの7時30分から18時までとする。
- (2) 祝日・年末年始(12/29～1/3)は休日とする。

7.1.4 業務責任者

- (1) 受注者は業務を安全かつ円滑に遂行するため、業務について専門的な知識と経験を有する者を業務責任者として定め、契約後直ちに業務責任者届を提出するものとする。
- (2) 業務責任者は、当該管理業務を指揮・監督するとともに、必要に応じて業務担当者と連絡調整を行うものとする。

7.1.5 業務の方法

正門における受付設備(建屋、電気設備、空調設備等)は企業団が用意するものとする。

7.1.6 業務内容

受注者は、下記の事項に留意して業務を行うものとする。

- (1) 来場者、入退場車両の確認及び必要により来場者の案内・誘導
- (2) 車両の安全確保のための誘導・指示
- (3) その他の防犯上の確認等

7.1.7 代替要員

業務内容や勤務内容等により代替要員を必要とする場合は、あらかじめ業務担当者に報告し承諾を得るものとする。

7.1.8 異状時の対応

異状を発見した場合は、速やかに業務担当者に連絡し、直ちに詳細報告書を作成し企業団に提出するものとする。

第 8 章 堰ゲート設備保守委託

第8章 堰ゲート設備保守委託

8.1.1 適用範囲

企業団に設置されている堰ゲート設備の保守委託に適用する。

8.1.2 作業内容

作業内容は、表8.1「堰ゲート設備点検項目一覧表」を基に企業団に確認のうえ行うものとする。

8.1.3 受注者負担事項

本委託業務に必要な消耗材料等は、受注者の負担とする。

8.1.4 受注者負担外事項

堰ゲート設備の補修、修繕及び改良工事の費用は、受注者の負担外とする。

表 8 . 1 堰ゲート設備点検項目一覧表

ゲート名称	点検項目	
シェル構造 ローラー ゲート	(1) 扉体	扉体及びスボイラ等の変形、損傷、腐食 主ローラ、サイドローラ及びシーブ等の磨耗・損傷、腐食 水密ゴムの漏水、変形、汚破損、取り付けボルト・ナットの状態
	(2) 戸当り金物	レール・水密ゴムなどの磨耗、損傷、変形、腐食 取り付けボルトの緩み、脱落
	(3) 開閉装置	ドラム、シーブ等の変形、破損、腐食、グリス補給及び潤滑油補給 電動機・減速機の異音振動、ブレーキ摩耗損傷 開度計及び安全装置の動作確認
	(4) ワイヤロープ	変形腐食、グリスの塗布状態及び補給、径の計測
	(5) 電気設備	各種絶縁抵抗、増し締め、清掃
	(6) 試運転(可能な場合)	異状音、動作状況、電圧、電流測定
起伏ゲート (油圧式)	(1) 扉体	扉体及びスボイラの汚破損、腐食等 密ゴムの漏水、変形、汚破損、ボルト・ナットの状態
	(2) 戸当り金物	サイドプレートの汚破損、腐食等 取り付けボルトのゆるみ、脱落
	(3) 開閉装置	油圧ユニット・配管の漏油、汚破損、腐食、フィルターのつまり 油圧ポンプの動作状態 油タンクの油量、油漏れ、油補給 開度計の取り付け状態、ゼロ点調整 汚破損、腐食、油漏れ
	(4) 電気関係	各種絶縁抵抗測定
	(5) 試運転(可能な場合)	異状音、動作状況、電圧、電流測定
普通ロー ラーゲート	(1) 扉体外観	スキンプレートの汚破損、腐食等 主ローラ、サイドローラ及びシーブ等の変形、破損、腐食 水密ゴムの漏水、変形、破損、取り付けボルトの状態
	(2) 戸当り金物	レール・水密ゴムなどの磨耗、損傷、変形、腐食 取り付けボルトの緩み、脱落
	(3) 開閉装置	ドラム、シーブ等の変形、破損、腐食、グリス補給及び潤滑油補給 電動機・減速機の異音振動、ブレーキ摩耗損傷 開度計及び安全装置の動作確認
	(4) ワイヤロープ	変形腐食、グリスの塗布状態及び補給、径の計測
	(5) 電気設備	各種絶縁抵抗、増し締め、清掃
	(6) 試運転(可能な場合)	異状音、動作状況、電圧、電流測定

参 考 资 料

業 務 責 任 者 届

年 月 日

神奈川県内広域水道企業団

企業長 殿

住 所

受注者 商号又は名称

代 表 者 名

次の者を 委託の
業務責任者としてお届けします。

業務責任者

氏 名

現職名

業 務 経 歴	年・月	件 名	発注先	従事年数(年・月)
	.			.
	.			.
	.			.
	.			.
	.			.

承諾申請書

年度 契約第 号

件 名		履 行 期 間	年 月 日から
履 行 場 所			年 月 日まで
<p>承 諾 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>神奈川県内広域水道企業団 企業長 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p>受注者 商号又は名称 代 表 者 名</p> <p>上記業務の 添付書類</p> <p style="text-align: right;">の承諾を申請します。</p>		<p>承 諾 書</p> <p>本申請を承諾します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>神奈川県内広域水道企業団 企業長</p>	

